

# 第1章

# 地域計画改定の基本的考え方

## 1-1 策定の背景・目的等

### (1) これまでの経緯

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行されました。基本法では、大規模自然災害に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりの推進に関し、基本理念を定め、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしており、平成26年6月には、国土強靱化の理念を踏まえ、国土強靱化を推進する上での基本的な方針を定めた「国土強靱化基本計画（以下「国の基本計画」という。）」が策定されました。

三重県においては、国の基本計画全体との調和を図りながら、三重県の強靱化を推進するため、平成27年7月に「三重県国土強靱化地域計画（以下「県の地域計画」という。）」が策定されたのち、令和5年3月に改訂されています。

本町においても、基本計画や県計画との調和を図りながら、国、県、関係自治体、民間事業者など関係者相互の連携のもと、大規模自然災害に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、本町の地域特性に応じて総合的かつ計画的に推進するための指針として、令和2年3月に「大紀町国土強靱化地域計画」（以下「町の地域計画」という。）を策定しました。

### (2) 改定の背景

令和2年3月の町の地域計画策定後には、令和3年7月静岡県熱海市土石流災害、令和6年能登半島地震、令和6年奥能登豪雨といった、本町の国土強靱化の取組にも様々な気づきをもたらす大規模自然災害が発生しました。

令和7年1月、埼玉県八潮市で下水道施設の老朽化が原因とみられる道路陥没が発生しましたが、本町においても全国各地と同様に、これまで整備してきたインフラの老朽化がさらに進み、維持管理や更新といった対策が待たなしの状態となっています。今後は、高度経済成長期に整備されたインフラの老朽化が加速度的に進行することが想定されており、大規模自然災害への備えとしても対策が急務となっています。

多くの地方都市と同様、本町においても人口減少・高齢化が進む中で、自治体職員、建設・医療など防災・減災対策に必要な担い手の確保が難しくなりつつあります。

AI やドローンなどのデジタル技術の活用が、インフラ整備や防災・減災対策の分野でも日進月歩で広がっており、国土強靱化を推進していくために新しい技術を積極的に活用していく必要があります。

### (3) 改定の目的

本計画は、国の基本計画が令和5年7月に改定され、それに合わせて県の地域計画も令和7年10月に改訂されたことを受けて、南海トラフを震源とする巨大地震や豪雨等の大規模自然災害等に備えるため、被害の縮小、施策のスムーズな進捗、地域の持続的な成長・地域創生を目指し、町の地域計画を改定するものです。

## 1-2 基本的考え方

---

### (1) 近年の災害の教訓

町の地域計画を改定するにあたっては、近年わが国において発生している大規模自然災害の経験から明らかになった教訓を踏まえた対策を進めていく必要があります。

教訓の具体例には、以下のようなものがあります。

- インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などの感染症対策の観点から、従来の災害医療に加えて、避難所の収容力の確保、避難所内での感染症対策に必要となる物資等の確保をはじめ、被災患者・医療関係者の感染症対策が新たに必要となり、これまで以上に人的・物的リソースが必要となったこと
- 災害初期における被害状況の全容把握、大型の消防車両や重機で災害現場に近づくことの困難性や、猛暑等の過酷な環境下での体調管理への対応の必要性が明らかになったこと
- 通信機能が喪失した避難所等との連絡調整が困難となり、被害状況の把握など重要な情報の収集に支障を来したことから、災害時でも使用可能な通信手段を多重に確保しておく必要があること
- 能登半島地震では輪島市・志賀町で最大震度7が観測され、多数の家屋が倒壊し、多くの尊い命が失われたことから、住宅・建築物の耐震化を一層進める必要があること
- 津波発生時には、迅速に避難することが重要であることを改めて認識するとともに、夜間など通常より避難が困難な状況でも適切に避難ができるようにする必要があること
- 能登半島地震において輪島市での大規模火災では断水や地震による川底の隆起、消防水利の損傷等により、地上隊による消火が困難であったことから、自衛隊の協力を得て、空中消火を確実に実施できる体制整備を進める必要があること
- 孤立する可能性のある地域について、孤立の要因や通信環境、物資の備蓄状況などの現状の確認や、通信機器や物資等の空路及び海路での搬送方法について検討する必要があること
- 初動対応を迅速に実施することが早期の復旧につながることから、災害対策本部の

中心となる職員は、発災直後から先を見据えた災害対応の企画・立案をしていく必要があること

- 能登半島において令和6年元旦の地震と9月の記録的豪雨によって甚大な被害が生じるなど、複合災害への備えが町においても必要とされていること
- 南海トラフ地震について令和6年8月に「南海トラフ地震臨時情報」が初めて発表された際には、対応にさまざまな課題があることが明らかになった一方、令和7年1月に今後30年以内の発生確率が「70%から80%」から「80%程度」に引き上げられ、防災・減災対策の切迫性がますます高まっていること
- 埼玉県八潮市での道路陥没事故をはじめ、インフラの老朽化が問題となっており、老朽化が進んだインフラの「災害耐力の低下」による被害拡大を防ぐため、老朽化対策を推進し、予防保全型メンテナンスへの移行を図る必要があること。

## (2) 改定の方向性

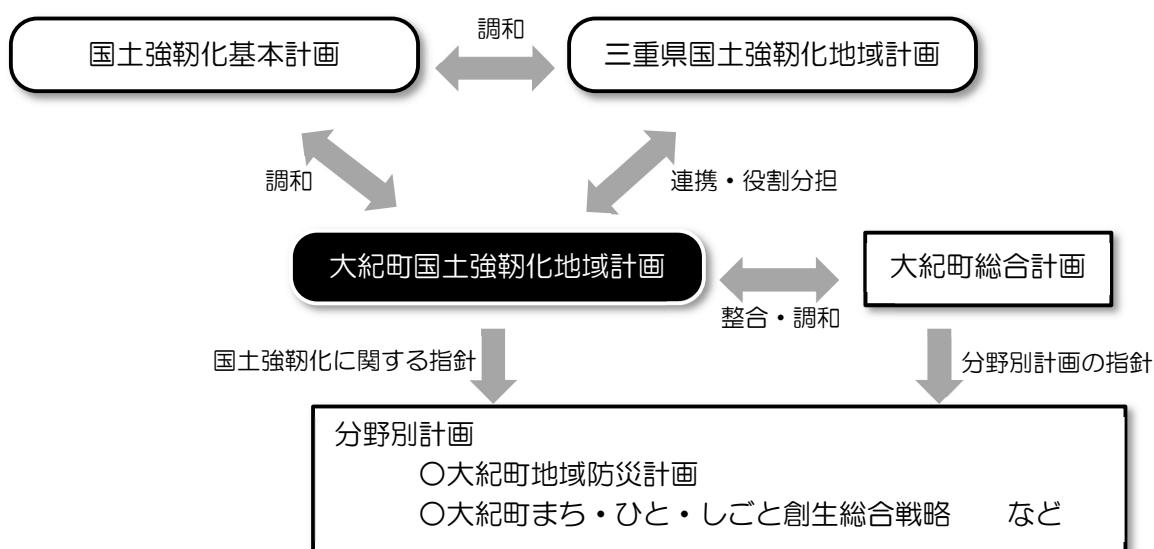
町の地域計画は、国の基本計画が大規模な自然災害等を中心として発生する災害を対象としていること、南海トラフ地震の発生が危惧され、30年以内の発生確率が引き上げられたこと、また、気候変動の影響で大雨による被害が甚大化する傾向にあることなどを踏まえ、これまでの県の地域計画や国の基本計画と同様、対象リスクを大規模自然災害と設定しています。

令和5年7月に閣議決定された国の基本計画では、国土強靱化を推進する上での展開方向として、「デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化」と「地域における防災力の一層の強化（地域力の発揮）」という2つの柱が、新たに加われました。町の地域計画の改訂にあたっては、これらの新しい視点や近年の災害の教訓を踏まえた内容とします。

### 1-3 計画の位置づけ等

#### (1) 町の各種計画等との関係

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、大紀町総合計画との整合・調和を図るとともに、国土強靱化の観点における本町の様々な分野の計画の指針となる性格を有することとなります。また、本計画は国の基本計画や県の地域計画との調和を保ちつつ、連携と役割分担を図ることとしています。



#### (2) 対象とする区域

計画の対象区域は大紀町全域とします。ただし、広域にわたる大規模自然災害が発生した場合など、広域連携が必要になることが考えられるため、国、県、近隣自治体等との連携・協力も考慮した内容とします。

#### (3) 計画期間

国の基本計画は、国土強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や国土強靱化の施策の推進状況等を考慮し、おおむね5年ごとに計画内容の見直しを行うこととなっており、三重県の地域計画も5年で見直すことを基本としています。

このため、本町の地域計画における計画期間について、以下のとおり定めます。

■計画期間（5年間）：令和8（2026）年4月1日～令和13（2031）年3月31日

## 第2章

## 大紀町の地域特性等

### 2-1 大紀町の地域特性

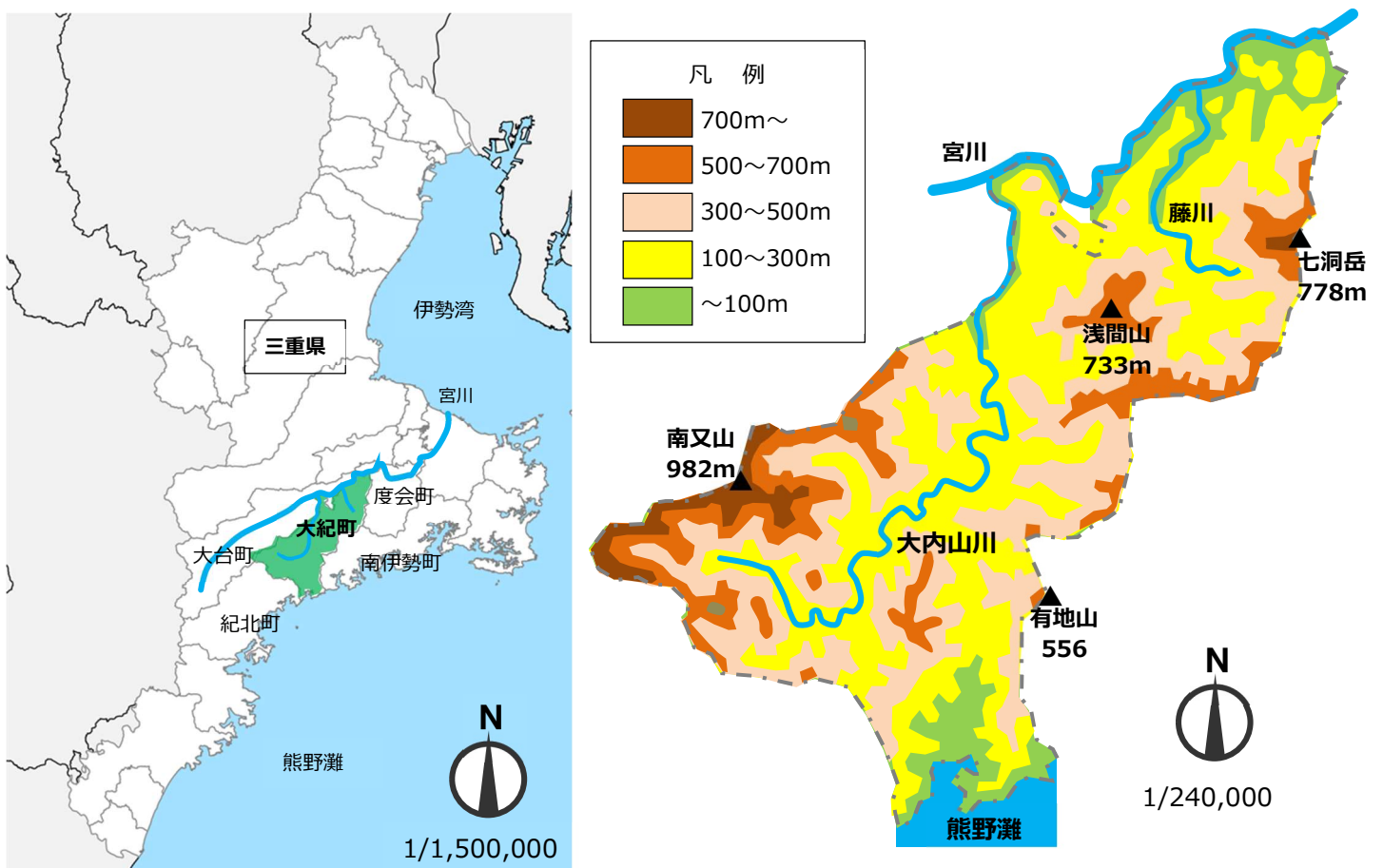
#### (1) 自然的特性

##### ① 位置と地勢

本町は、三重県の中央南部に位置し、北部及び西部は多気郡大台町、東部は度会郡度会町及び南伊勢町、南部は北牟婁郡紀北町と接しています。

地形は全般に急峻で、北部の町界を東流する一級河川の宮川、その支流で町内を北流する大内山川や藤川の流域に町域の大部分が含まれており、南部の一部は熊野灘に面しています。

また、東部は標高約700mの山地、西部は紀伊山地の大台山系につながる標高約900mの山地となっています。



大紀町の位置と地形図

## ② 土地利用

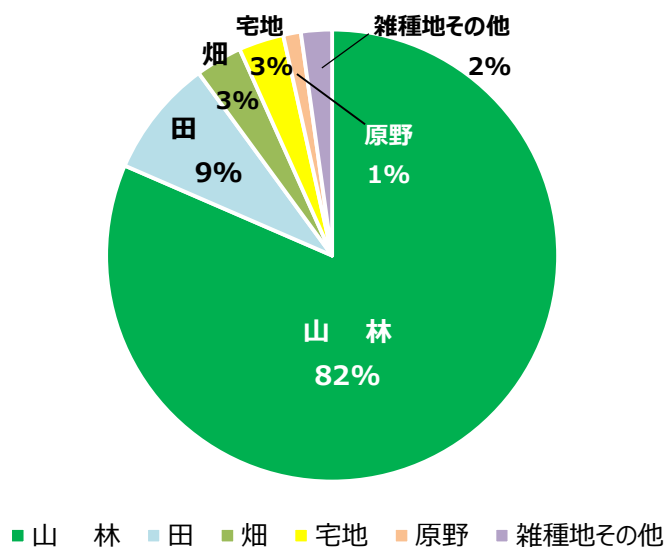
町域の約 9 割を山林が占めており、宮川、大内山川、藤川沿いの民家と耕地が散在する農山村部と、海に面した僅かな土地に民家が集中する沿岸部とに分かれた典型的な農山漁村地域となっています。

町域の約 7 割は公有地となっていますが、約 3 割を占める民有地の地目別面積構成をみると、その 8 割以上は山林で、田・畑・宅地等の割合は少なくなっています。

大紀町の公有地・民有地面積と民有地の地目別面積（令和 6 年）

	面積 (km <sup>2</sup> )	構成比 (%)
公有地	169.42	72.6
民有地	63.90	27.4
山林	52.09	22.3
田	5.40	2.3
畑	2.14	0.9
宅地	2.06	0.9
原野	0.80	0.3
雑種地その他	1.42	0.6
合計	233.32	100.0

出典：令和 7 年刊三重県統計書



民有地の地目別面積割合（令和 6 年）

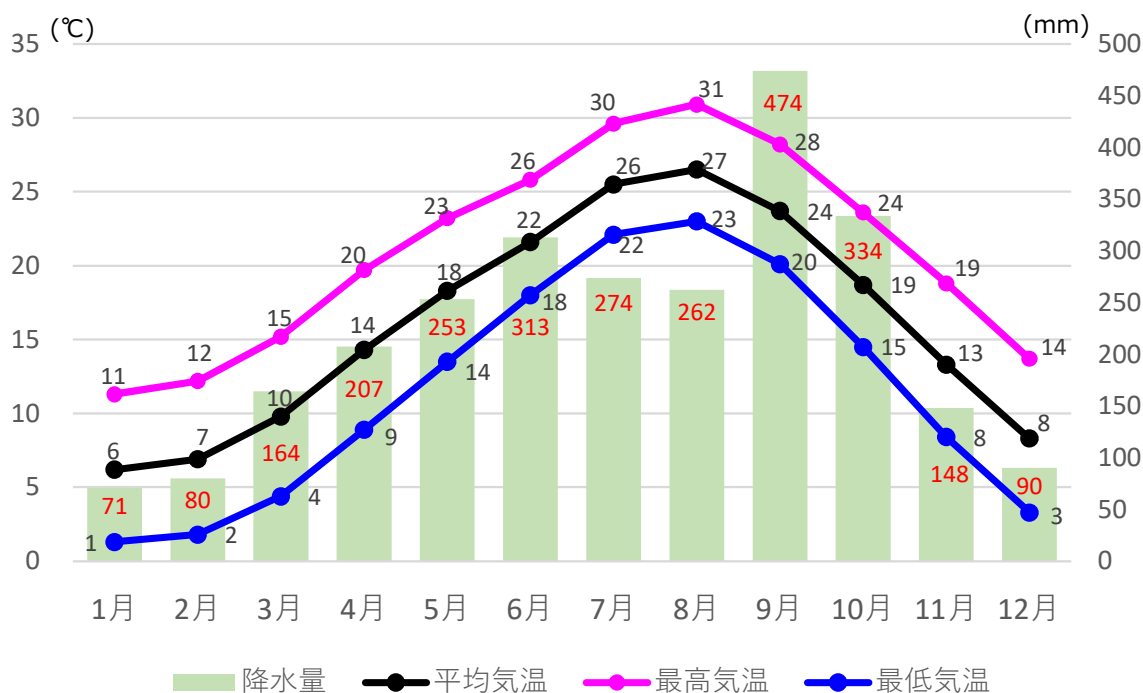
出典：令和 7 年刊三重県統計書

### ③ 気候

本町の気候は、大台山系に囲まれた地域のため、冬季は乾燥していますが、夏季の降水量は250mmから300mm程度、秋季の降水量がとくに多く、年間降水量も2,670mmとなり全国屈指の多雨地帯として知られています。平均気温は、16.1℃と比較的温暖な地域となっています。

月別の降水量、気温の状況

月	降水量(mm)	日平均気温(℃)	最高気温(℃)	最低気温(℃)
1月	70.9	6.2	11.3	1.3
2月	80.0	6.9	12.2	1.8
3月	164.3	9.8	15.2	4.4
4月	207.3	14.3	19.7	8.9
5月	253.4	18.3	23.2	13.5
6月	312.9	21.6	25.8	18.0
7月	273.6	25.5	29.6	22.1
8月	262.2	26.5	30.9	23.0
9月	474.0	23.7	28.2	20.1
10月	333.8	18.7	23.6	14.5
11月	147.8	13.3	18.8	8.4
12月	90.2	8.3	13.7	3.3
年間	2,670.2	16.1	21.0	11.6



資料：気象庁 平成3年から令和2年の30年間の年平均値（観測地点：紀伊長島）

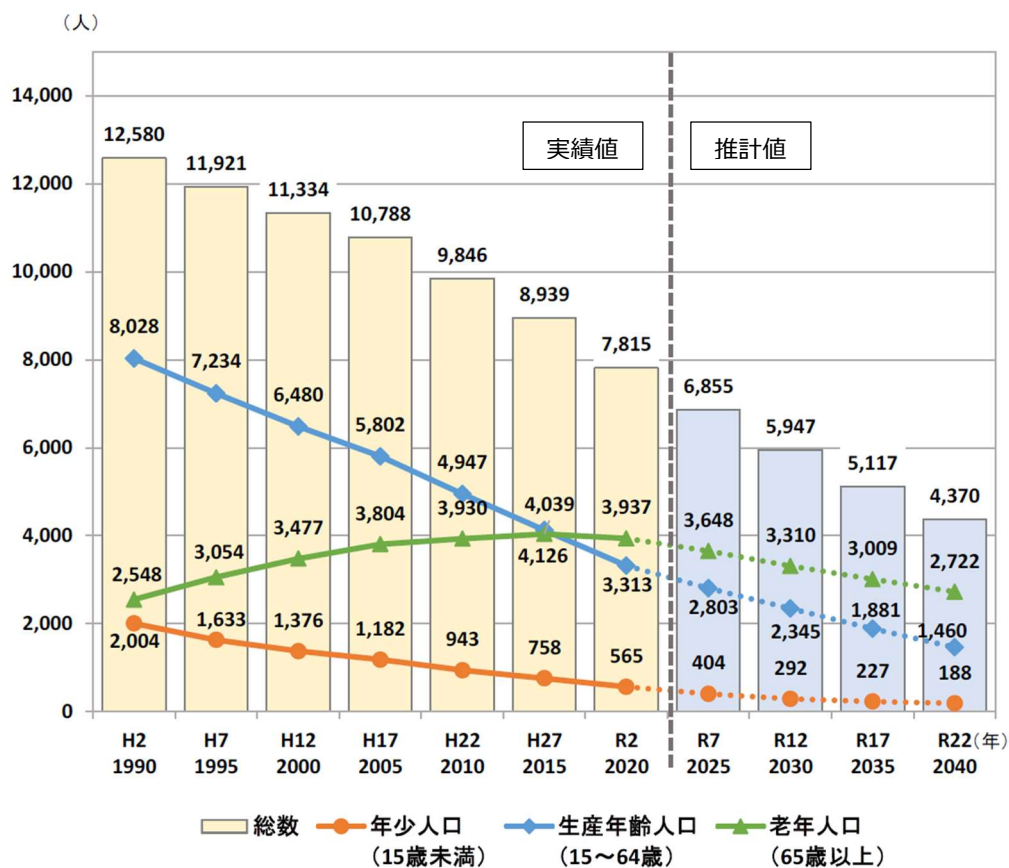
## (2) 社会的特性

### ① 人口

本町の総人口の実績値を国勢調査でみると減少の一途となっており、令和2年では7,815人となり、平成2年からの30年間で4,765人の減少となっています。また、年齢3区分別の推移では、年少人口（15歳未満）及び生産年齢人口（15歳～64歳）は、減少傾向で推移しています。老年人口（65歳以上）は一貫して増加で推移してきましたが、令和2年、減少に転じています。令和2年ではすべての年齢区分で減少となり、老年人口が生産年齢人口を上回り、高齢化が進んでいる状況といえます。

国立社会保障・人口問題研究所による推計値をみると、令和22年の人口は令和2年時点よりさらに3,445人減少して4,370人になると推計されています。

総人口及び年齢3区分の動向



出典：「国勢調査」（平成2年～令和2年）

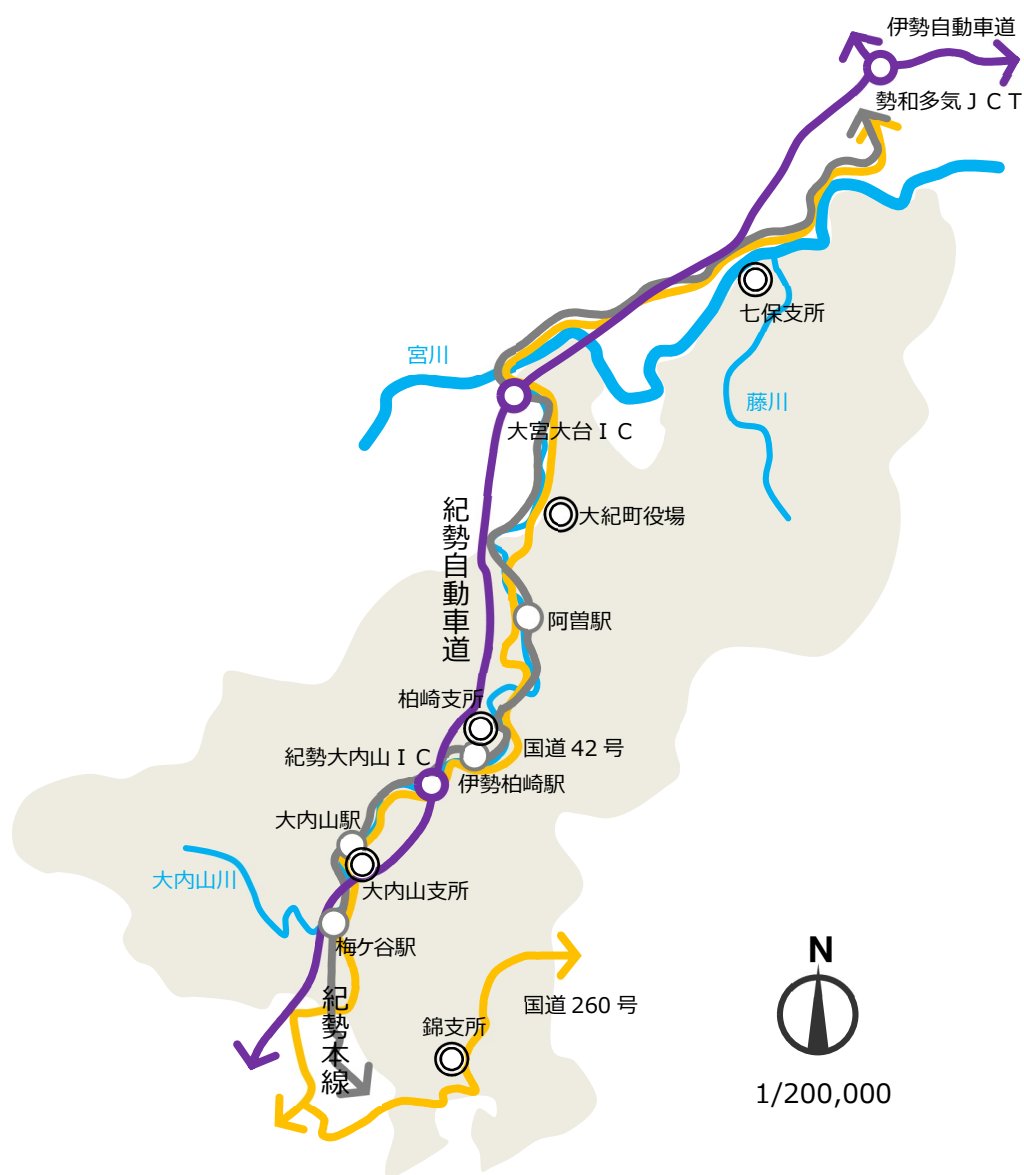
「国立社会保障・人口問題研究所推計値」（令和7年～令和22年）

## ② 道路・交通

本町の道路・交通網は、ほぼ南北に一般国道 42 号が縦貫し、海岸線を一般国道 260 号が錦地区を縦断し、志摩市より北牟婁郡紀北町へと続いています。

また、近畿自動車道紀勢線が開通し、平成 21 年 2 月には紀勢大内山インターチェンジが開設されたことにより、名古屋や京阪神の大都市圏から 100km 圏内となり、生活道路や産業用道路として、また、東紀州の玄関口としての観光用道路として活用されています。

公共交通機関は、JR 紀勢本線がほぼ南北に縦貫し、町内に 4 駅が設置されており、通勤・通学の移動手段としての役割を果たしています。また、三重交通南紀特急バスが運行されており、町内外への生活交通手段としての利便性が図られています。



大紀町の道路・交通ネットワーク図

### (3) 災害特性

#### ① 風水害

本町は付近を台風が通過する機会が多く、過去においては昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風、昭和 49 年 7 月の七夕台風、近年では平成 16 年 9 月の台風 21 号、平成 23 年 9 月の台風 12 号などにおいて甚大な被害が発生しています。

また、過去に数回にわたり、集中豪雨によって人家及び農林地に多くの被害を被っています。

#### ② 地震・津波

三重県に被害を及ぼした地震は、多くが記録されているものの、詳細なものは少なく、細部については判明していませんが、かなりの被害を受けているものと思われます。

その中で大災害と思われる地震は、東海道沖、南海道沖を震源域とする地震で、いずれも津波を伴っており、志摩半島から熊野灘沿岸にかけての地域で大きな被害を受けています。近年の地震・津波の被害状況は、次のとおりです。

##### ○東南海地震（昭和 19 年 12 月 7 日 M7.9）

震源が熊野灘沖約 20 km と近くであったため、直接的な被害も大きく、また、津波災害も熊野灘沿岸で激しいものでした。

県内では震度 5（一部震度 6）で、津波は高いところでは 10m を記録し、死者 389 人、負傷者 608 人、住家の全壊 1,627 棟、半壊 4,210 棟等の大きな被害がありました。

本町錦地区では、津波により甚大な被害を受けました。死者 64 名、住家の流失 255 戸、倒壊 192 戸、半壊 65 戸、浸水 170 戸という未曾有の災害でした。

##### ○南海地震（昭和 21 年 12 月 21 日 M8.0）

震源は潮岬南方約 50 km の地点であったため、東南海地震に比較して被害も少なかったのですが、それでも県内の震度は 4（一部震度 5）で、津波は 4～6m、死者 11 人、負傷者 35 人、住家の全壊 65 棟、半壊 92 棟でした。

出典：「大紀町地域防災計画 第 1 編 総則」（令和 5 年 3 月修正）

## 2-2 大紀町に影響を及ぼす大規模自然災害

### (1) 地震・津波災害

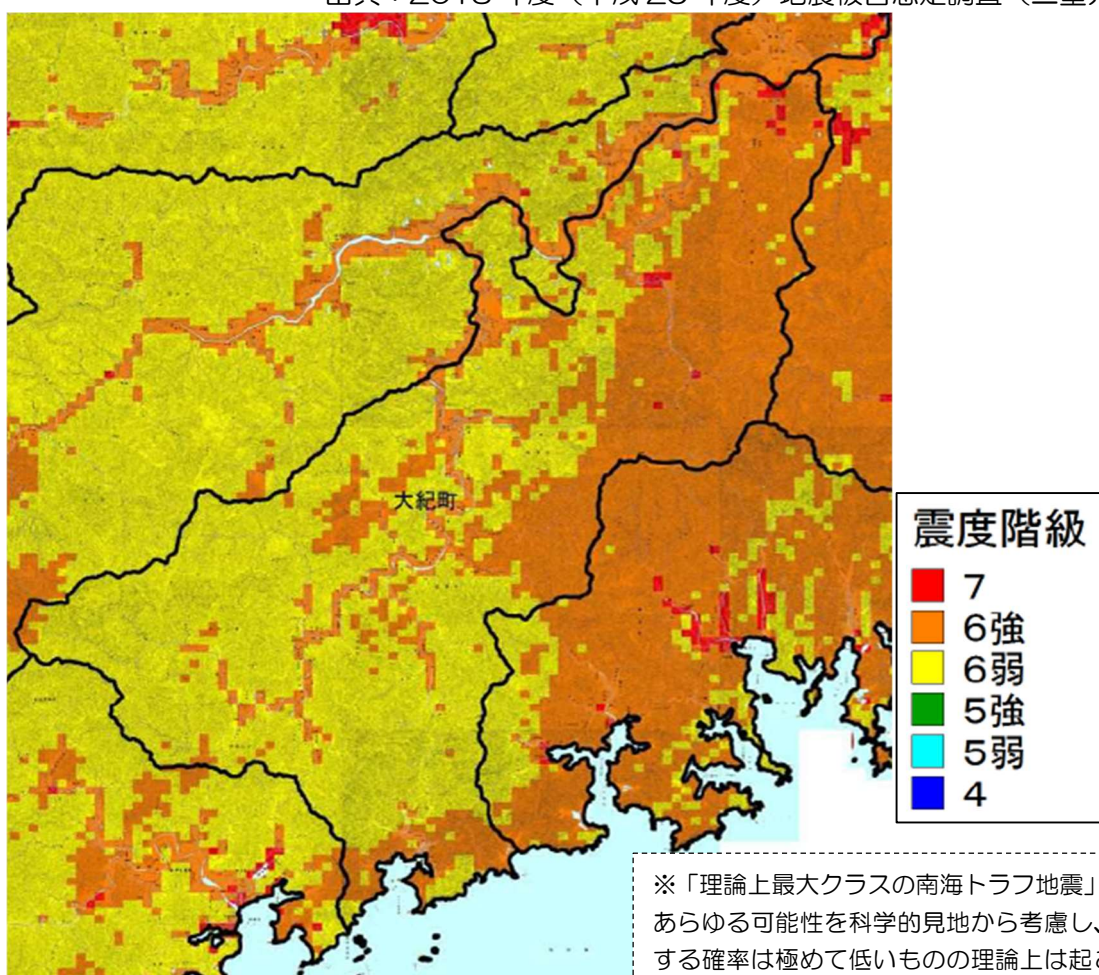
三重県が実施した「2013年度（平成25年度）地震被害想定調査」では、本町に影響を及ぼす地震・津波災害として、南海トラフ地震（理論上最大クラス及び過去最大クラス）の他、「養老―桑名―四日市断層帯」、「布引山地東縁断層帯（東部）」、「頓宮断層」の三つの活断層による地震が想定されています。

#### ① 最大震度

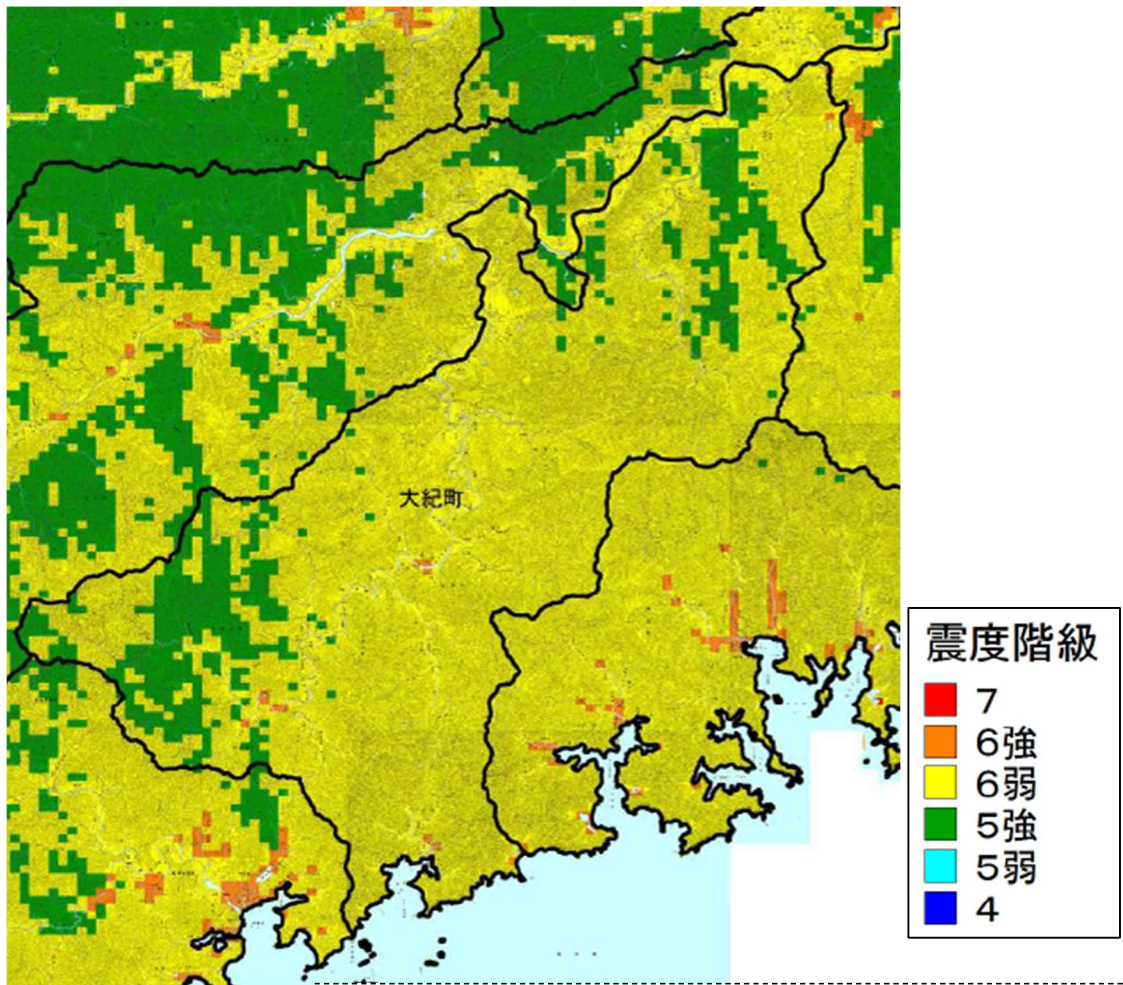
大紀町の最大震度

南海トラフ地震 （理論上最大）	南海トラフ地震 （過去最大）	養老―桑名― 四日市断層帯	布引山地東縁 断層帯（東部）	頓宮断層
7	6強	5強	6強	5弱

出典：2013年度（平成25年度）地震被害想定調査（三重県）



大紀町における南海トラフ地震（理論上最大クラス）の震度分布図

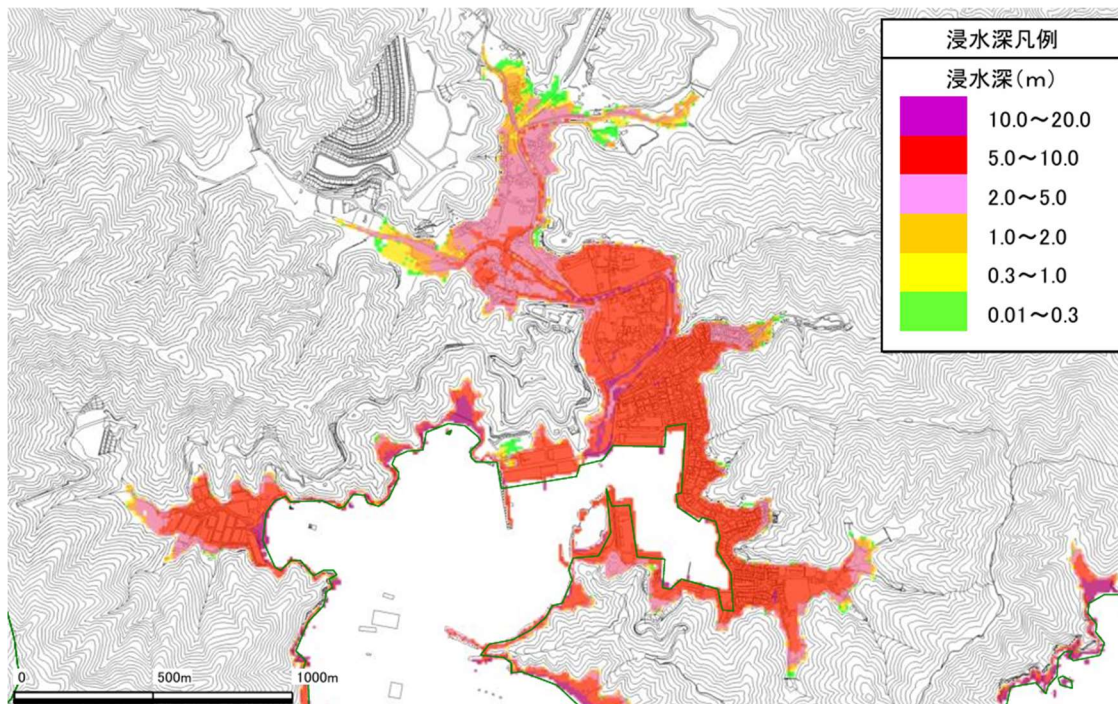


※「過去最大クラスの南海トラフ地震」とは、過去概ね 100 年から 150 年間隔でこの地域を襲い、揺れと津波により三重県に甚大な被害をもたらしてきた、歴史的にこの地域で起こり得ることが実証されている南海トラフ地震のことです。

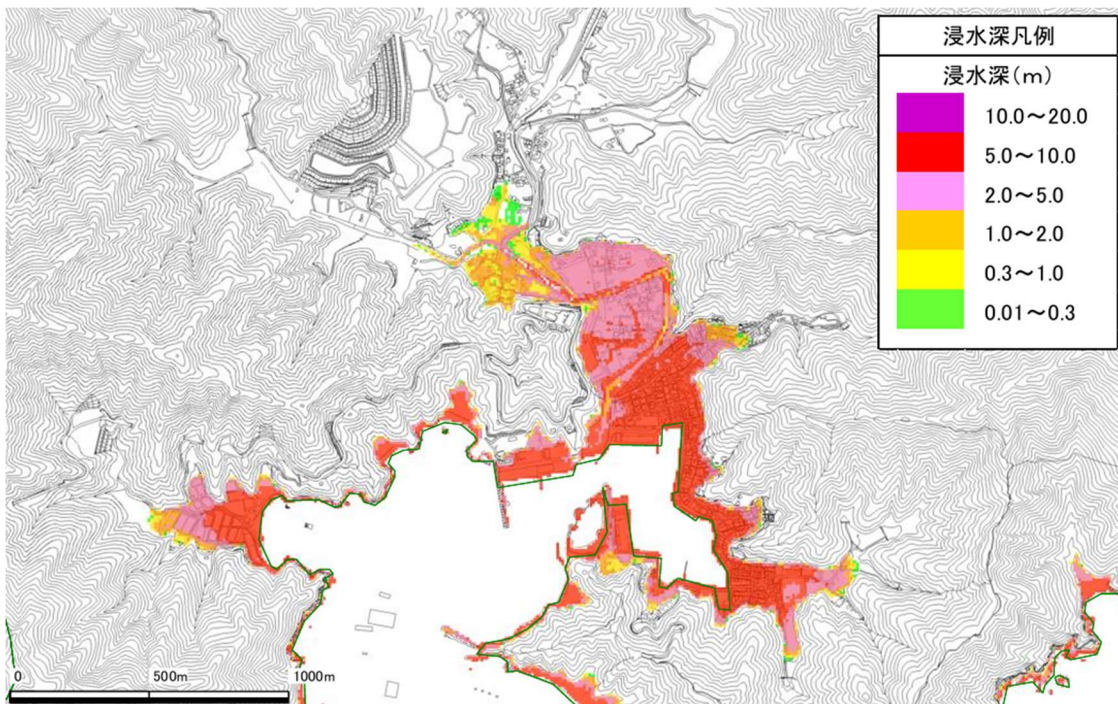
大紀町における南海トラフ地震（過去最大クラス）の震度分布図

## ② 津波浸水予測

「2013年度（平成25年度）地震被害想定調査」では、南海トラフ地震による津波が発生した場合、本町の錦地区の沿岸部において、理論上最大クラスの場合は最大16.0m、過去最大クラスの場合は最大10.0mの浸水が想定されています。



南海トラフ地震（理論上最大クラス）による錦地区の津波浸水予測図



南海トラフ地震（過去最大クラス）による錦地区の津波浸水予測図

### ③ 被害想定

「2013 年度（平成 25 年度）地震被害想定調査」では、本町における人的被害（最も被害が大きくなる早期避難率低（冬・深夜発災ケース）の場合）は、南海トラフ地震（理論上最大クラス）の場合死者約 1,300 人・重傷者約 200 人・軽傷者約 400 人、南海トラフ地震（過去最大クラス）の場合、死者約 1,320 人・重傷者約 30 人・軽傷者約 210 人、布引山地東縁断層帯（東部）地震の場合死者約 10 人・重傷者約 20 人・軽傷者約 100 人と想定されています。

また、建物被害は、南海トラフ地震（理論上最大クラス）の場合、約 2,650 棟、南海トラフ地震（過去最大クラス）の場合、約 1,130 棟、養老―桑名―四日市断層帯地震の場合、約 10 棟、布引山地東縁断層帯（東部）地震の場合約 220 棟と想定されています。

大紀町における「早期避難率低（冬・深夜発災ケース）」の場合の人的被害想定

地震区分	南海トラフ地震 （理論上最大）	南海トラフ地震 （過去最大）	養老―桑名― 四日市断層帯	布引山地 東縁断層帯 （東部）	頓宮 断層
建物 倒壊	死者 約 100 人 重傷者 約 200 人 軽傷者 約 400 人	死者 約 20 人 重傷者 約 30 人 軽傷者 約 200 人	—	死者 約 10 人 重傷者 約 20 人 軽傷者 約 100 人	—
津波	死者 約 1,200 人	死者 約 1,300 人 軽傷者 約 10 人	—	—	—
合計	死者 約 1,300 人 重傷者 約 200 人 軽傷者 約 400 人	死者 約 1,320 人 重傷者 約 30 人 軽傷者 約 210 人	—	死者 約 10 人 重傷者 約 20 人 軽傷者 約 100 人	—

※「—」は未想定

大紀町における建物被害想定

地震区分	南海トラフ地震 (理論上最大)	南海トラフ地震 (過去最大)	養老―桑名 ―四日市 断層帯	布引山地 東縁断層帯 (東部)	頓宮 断層
揺れ	約 1,800 棟	約 300 棟	—	約 200 棟	—
津波	約 800 棟	約 800 棟	—	—	—
急傾斜地等	約 40 棟	約 30 棟	約 10 棟	約 20 棟	—
火災	約 10 棟	—	—	—	—
合計	約 2,650 棟	約 1,130 棟	約 10 棟	約 220 棟	—

※「—」は未想定

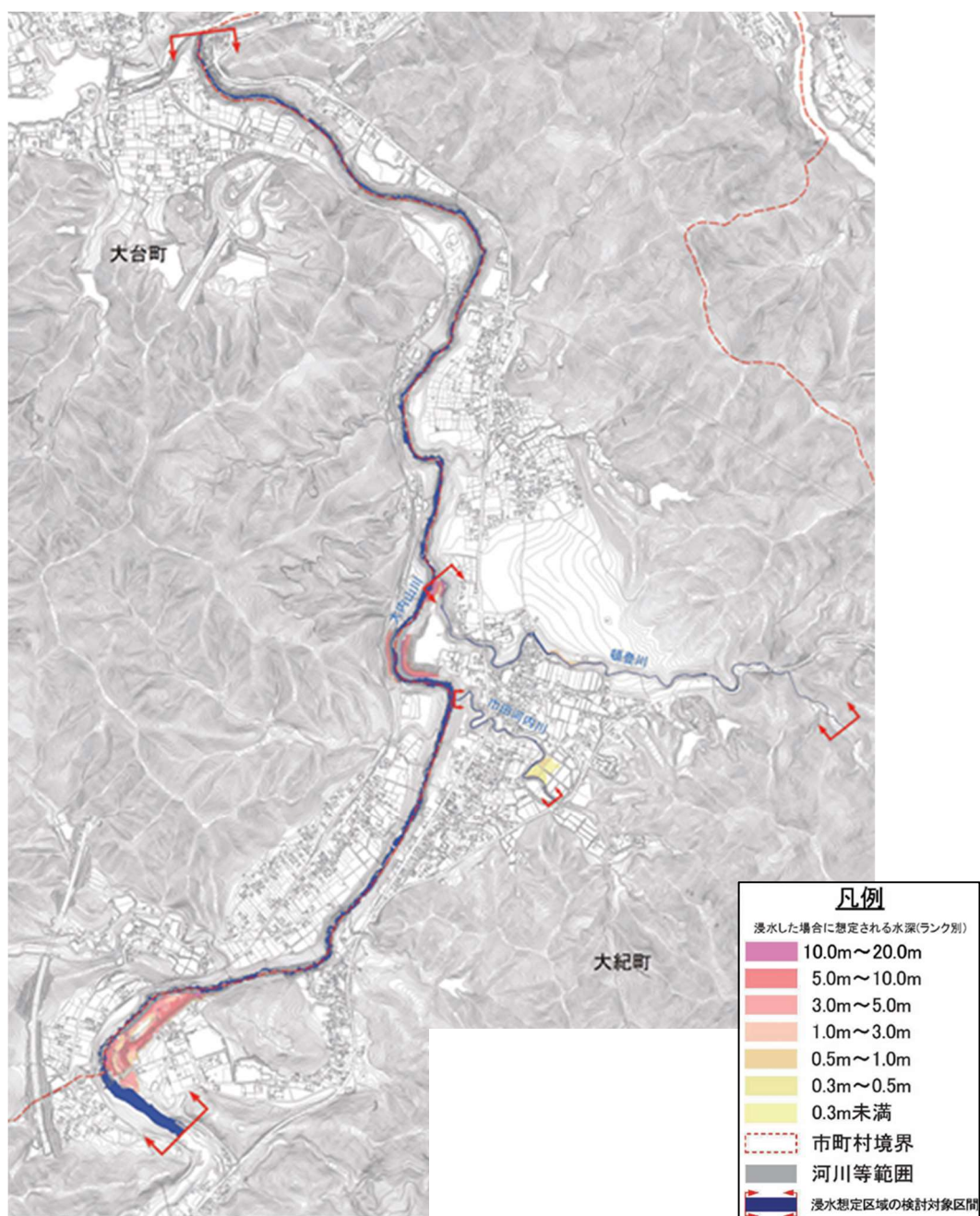
④ 帰宅困難者

南海トラフ地震において、町内に発生する帰宅困難者数は「約 620 人」と予測されています。（「三重県地震被害想定結果（数表等）」（2014 年(平成 26 年)3 月)）

## (2) 風水害

三重県が令和4年7月に公表した「宮川水系大内山川、頓登川、巾田河内川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」では、町内の一部で最大5.0m～10.0mの浸水の可能性があるとして想定されています。

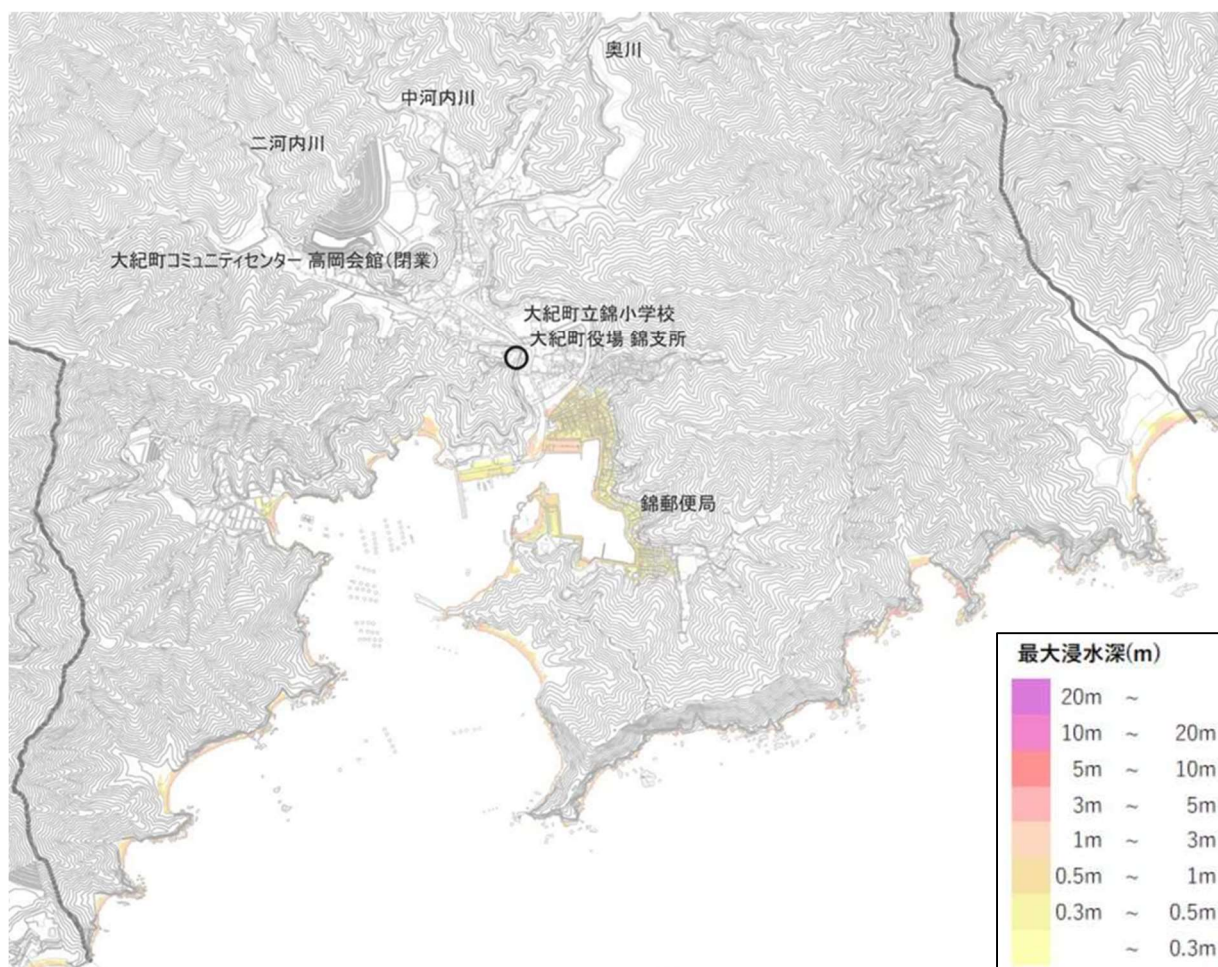
なお、想定最大規模の降雨とは、大内山川、頓登川、巾田河内川の流域で過去に観測された最大降雨量を基準として設定されており、その降雨量は「885mm/24時間」となっています。



宮川水系大内山川、頓登川、巾田河内川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

### (3) 高潮災害

三重県が令和7年3月に公表した「熊野灘沿岸（三重県区間）高潮浸水想定区域図」では、本町の錦地区において最大「1m～3m」の高潮浸水の可能性があるとして想定されています。

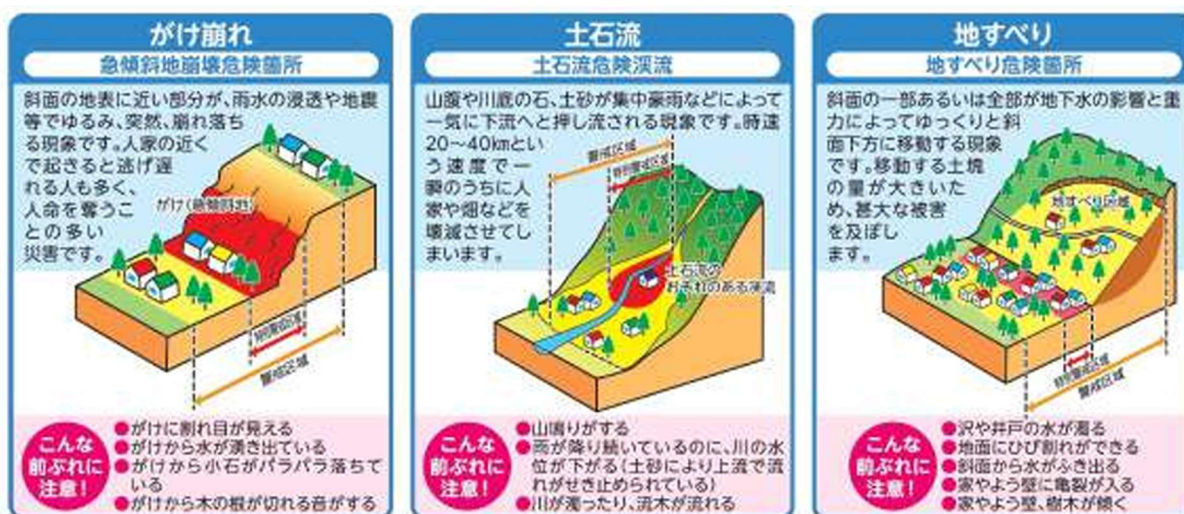


熊野灘沿岸（三重県区間）高潮浸水想定区域図

#### (4) 土砂災害（山地災害）

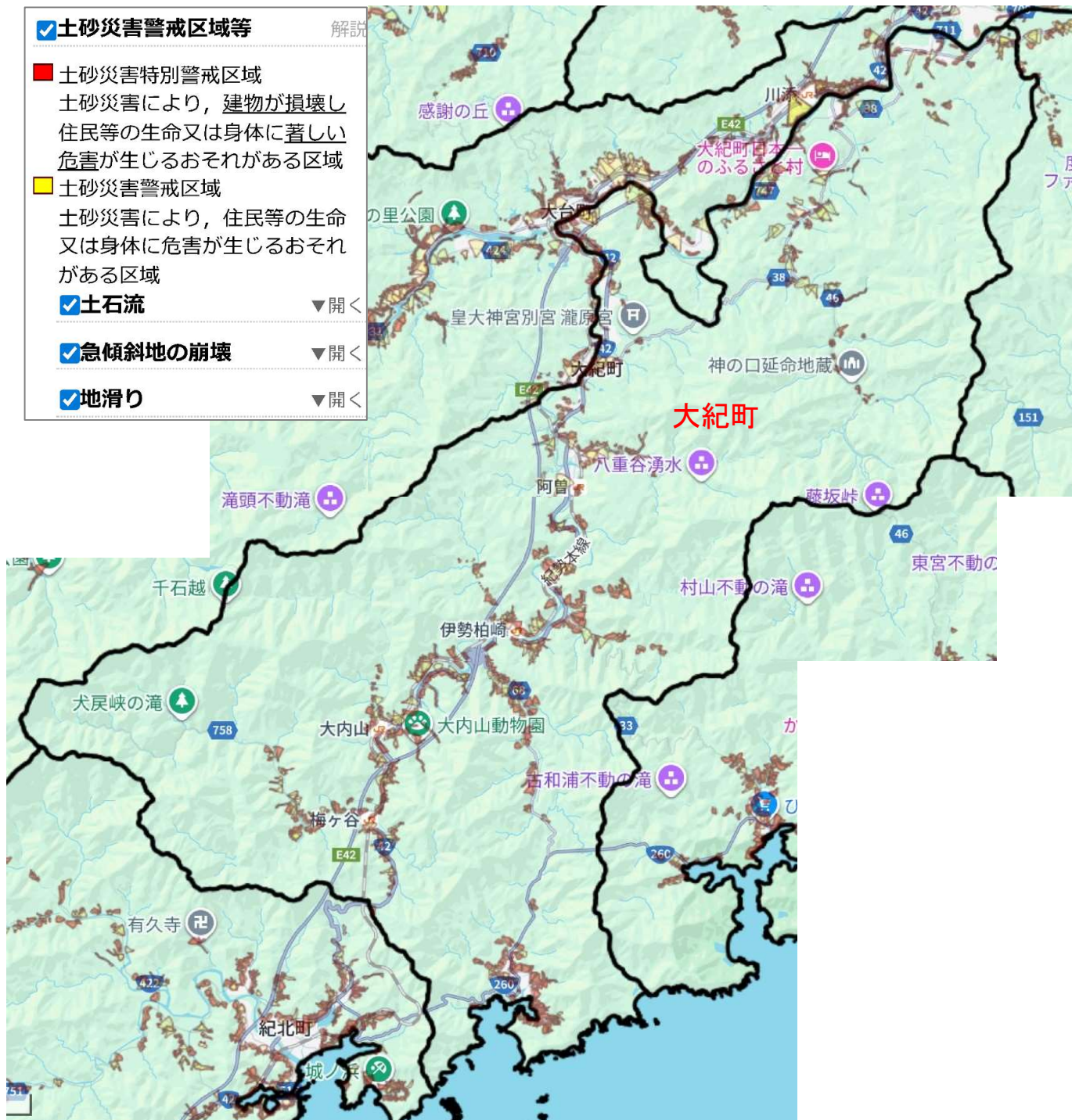
本町において、土砂災害警戒区域は 448 箇所が指定されており、このうち 403 箇所には土砂災害特別警戒区域があります（次頁の図参照）。

また、この他にも、山腹崩壊危険地区は 94 箇所、崩壊土砂流出危険地区は 113 箇所、急傾斜地崩壊危険箇所は 249 箇所、土石流危険渓流は 227 箇所、地すべり危険箇所は 2 箇所、それぞれ指定されています。（出典：「大紀町地域防災計画 第 5 編 資料編」（令和 5 年 3 月修正））



#### 土砂災害の種類

出典：大紀町土砂災害ハザードマップ



土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の分布状況

出典：三重県土砂災害情報提供システム

## 第3章

## 脆弱性評価の実施

### 3-1 評価の方法等

国では「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価の指針」（平成25年12月国土強靱化推進本部決定）に基づき施策分野ごとに脆弱性評価を実施しており、町の地域計画においても国や県の方法に準じて以下の脆弱性評価を行います。

- ① 住民生活・地域経済に甚大な影響を及ぼすリスクを設定
- ② 達成すべき目標（「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」の2種類）を設定
- ③ その目標の妨げとなる事態として、仮に発生すれば町に大きな影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定
- ④ そのリスクシナリオごとに現状の施策（取組）を評価

### 3-2 想定するリスク

住民生活・地域経済に甚大な影響を及ぼすリスクとしては、南海トラフ地震の発生が危惧され、30年以内の発生確率が引き上げられたこと、また、近年、台風に伴う大雨等による被害が甚大化する傾向にあること等を踏まえ、大規模自然災害を想定リスクとして捉え、脆弱性評価を行いました。

### 3-3 目標の設定

#### （1）目指すべき将来の地域の姿の設定

「大紀町第3次総合計画」（令和6年3月）では、まちづくりの基本目標1として、「豊かな自然と共生する安全・安心なまち」を挙げ、災害への対処を最重要視しています。町の地域計画においては、「目指すべき将来の地域の姿」を次のとおり設定し、これを念頭に強靱化を進めていきます。

大紀町の地域に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模自然災害に対して、災害に対する「強さ」と速やかに回復する「しなやかさ」を持って対処し、将来にわたって住みやすい大紀町の維持・発展を目指します。

## (2) 基本目標の設定

町の地域計画においては、国の基本計画や県の地域計画で設定された基本目標に準じた以下の基本目標を設定します。

- I. 人命の保護が最大限図られる
- II. 町の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- III. 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV. 迅速な復旧復興

## (3) 事前に備えるべき目標の設定

国の基本計画及び県の地域計画を踏まえて「事前に備えるべき目標」を設定しました。

1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
3. 必要不可欠な行政機能を確保する
4. 経済活動を機能不全に陥らせない
5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 3-4 「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)の設定

国及び県の計画を踏まえ、以下の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

#### 起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態		
Ⅰ. 人命の保護が最大限図られる	1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生	
		1-2	地震に伴う市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	
		1-3	広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生	
		1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の大規模な浸水による多数の死傷者の発生 (ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)	
		1-5	大規模な土砂災害 (深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など) 等による多数の死傷者の発生	
	Ⅱ. 町の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
			2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
			2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生
			2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
			2-5	想定を超える大量の帰宅困難者 (観光客を含む) の発生による混乱
			2-6	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
			2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生
	Ⅲ. 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、交通の混乱
			3-2	町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
		4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力・経営執行力低下による地域間競争力の低下
4-2			食料等の安定供給の停滞に伴う、町民生活・社会経済活動への甚大な影響	
4-3			異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	
4-4			農地・森林や生態系等の被害に伴う町域の荒廃・多面的機能の低下	
5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる		5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態	
	5-2	電力供給ネットワーク (送配電設備) の長期間・大規模にわたる機能の停止		
	5-3	石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止		
	5-4	上水道施設等の長期間にわたる機能停止		
	5-5	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響		
Ⅳ. 迅速な復旧復興	6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態	
		6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等 (専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等) の不足等により復興できなくなる事態	
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備等が進まず復興が大幅に遅れる事態	
		6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	
		6-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による大紀町経済への甚大な影響	

### 3-5 施策分野の設定

---

#### (1) 個別施策分野の設定

脆弱性評価を行うにあたり設定した個別施策分野は以下のとおりです。

[個別施策分野]

- ① 行政機能／消防等
- ② 住宅・都市
- ③ 保健医療・福祉
- ④ エネルギー
- ⑤ 情報通信
- ⑥ 産業・経済
- ⑦ 交通・物流
- ⑧ 農林水産
- ⑨ 国土保全
- ⑩ 環境
- ⑪ 土地利用

#### (2) 横断的分野の設定

脆弱性評価を行うにあたり設定した5つの横断的分野を定めています。

[横断的分野]

- A. リスクコミュニケーション
- B. 人材育成
- C. 老朽化対策
- D. 産学官民・広域連携
- E. デジタル活用

## 第4章

## 強靱化施策の推進方針

### 4-1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

#### (1) 事前に備えるべき目標 1

あらゆる自然災害に対し、町民の直接死を最大限防ぐ

#### リスクシナリオ 1-1

大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生

推進方針*	推進施策
住宅・建築物の耐震化等 【建設課】 【防災安全課】	●住まいとまちの安全性を高めるために、倒壊のおそれのある昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅について、耐震診断の受診を促進するとともに、補強が必要な場合の改修への支援を行う。 また、特定空家等や不良住宅に対して除却を促進する。 ●不特定多数の者が利用する物販店舗、庁舎等の大規模建築物について耐震化を進めるとともに、大規模地震の発生時に備えて建築物の天井の脱落等を防止するための対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進める。加えて、宅地の耐震診断、耐震化を促進する。
各種施設の耐震化等 【総務企画課】	●官庁施設、学校施設、社会教育施設、体育施設、医療施設、社会福祉施設等、不特定多数の人が集まる施設や避難所としての機能が期待される施設について、施設管理者の協力を得ながら、耐震化や天井等非構造部材の落下防止対策、老朽化対策等を進める。
沿道構造物の倒壊防止等 【建設課】	●避難行動中の路上での二次被害を防止するため、沿道のブロック塀の倒壊防止、屋外広告板・窓ガラス等の落下防止等について促進する。
災害対応機関等の対応能力向上 【防災安全課】	●救助機関と相互の連携を強化するとともに、救出・救助活動の実践的な訓練を実施し、災害対応機関等の対応能力向上を図る。 ●大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・捜索、交通対策等の活動を迅速かつ的確に実施するため、実践的な訓練の実施、情報共有体制など防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備

	により災害対応能力の向上を図る。
広域的な連携体制の構築 【防災安全課】	●防災関係機関との連携強化を推進することにより、大規模災害時の応急体制の充実を図るとともに、近隣市町等との訓練を通じて、NPO やボランティアも含めた応援・受援などの体制強化を図る。
一時滞在施設の確保 【防災安全課】 【総務企画課】	●沿道に拠点をもつ事業者との協定締結により災害時帰宅支援ステーションの充実を図り、水道水・トイレ等の提供や道路等の情報を提供することで、帰宅困難者の円滑な帰宅を支援する。 ●帰宅困難者や避難者の大規模移送に対応するため、バス事業者等との協定を活用するなど、災害時における輸送手段の確保を図る。
継続的な防災訓練や防災教育等の推進 【防災安全課】	●家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。 ●災害時に地域で自ら行動できる防災人材を育成する。
町民による自発的な防災活動の促進 【防災安全課】	●災害対応機関等の災害対応力向上とあわせ、大規模災害時には公助のみでは対応が困難なことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、町民の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。
耐震性・安全性に優れた役場新庁舎の建設 【総務企画課】	●地震・津波・風水害などの災害発生時に、被災状況を的確に把握し、速やかに対応・対策が取れる活動拠点とする。 ●老朽化した既存施設を建て替えることにより、来庁者や職員の安全確保を図る。

※「推進方針」欄の【 】は庁内での主な担当課

### 重要業績指標（KPI）

取組指標	数 値		担当課
	現状値	目標値 (2030年度末)	
学校や家庭と連携した、学校での防災の取り組みの実施	町内小中学校で 年1回以上実施	町内小中学校で 年1回以上実施	教育委員会
防災ノートやデジタルコンテンツを活かした防災学習の実施	町内小中学校で 年1回以上実施	町内小中学校で 年1回以上実施	教育委員会
耐震性のある住宅戸数	2,627 戸	2,720 戸	防災安全課
特定空家等不良住の除去	年間3件	年間3件	建設課
図上訓練等の実施	年1回以上	年1回以上	防災安全課

## リスクシナリオ 1-2

### 地震に伴う市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

推進方針	推進施策
災害対応機関等の対応能力向上 【防災安全課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町民参加による防災力の向上及び防災関係機関等相互の連携を強化するとともに、大規模火災等にも対応できるような避難訓練などテーマに応じた実践的な訓練を実施し、災害対応機関等の対応能力向上を図る。</li> <li>●大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・捜索、交通対策等の活動を迅速かつ的確に実施するため、実践的な訓練の実施、情報共有体制など防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力の向上を図る。</li> </ul>
災害対策本部における体制の確保・強化 【防災安全課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害対策本部にかかる訓練を通して検証を行い、施設等の倒壊による人的被害を最小限に抑えるための救助機関と連携した応急対策を迅速かつ確実に行うことができるよう、初動対応やデジタル技術を活用した情報収集、受援体制の強化など、災害対策本部における体制の確保・強化を図る。</li> </ul>
民間事業者等との協定締結、市街地の改善 【防災安全課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●民間事業者等と給水活動等に関する協定の活用による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取組を推進する。</li> <li>●地震発生時に建物の倒壊や火災の発生により、大きな被害が予測される市街地において、地域住民に対して建物の更新や防災施設の整備などを促進・支援する。</li> </ul>
救助活動能力（体制、装備資機材、人材）の充実強化 【防災安全課】 【健康福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動に向けて、常備消防力の強化のための連携・協力や広域化の推進、耐震性貯水槽など消防施設の整備、広域連携体制及び救急搬送体制の整備などを促進し、救助活動能力を充実強化する。</li> <li>●消防団員、自主防災組織リーダーの教育訓練の充実強化を図る。</li> <li>●DMAT（災害派遣医療チーム）の実動訓練を行い、災害時の医療体制の充実強化を図る。</li> </ul>
狭あい道路の整備促進【建設課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時の避難路や消防車両等の通行確保を図るために、町が実施する狭あい道路の拡幅整備等を促進する。</li> </ul>
広域的な連携体制の構築 【防災安全課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災関係機関との連携強化を推進することにより、大規模災害時の応急体制の充実を図るとともに、近隣市町等との訓練を通じて、NPO やボランティアも含めた応援・受援などの体制強化を図る。</li> </ul>
上水道施設の耐震化等 【環境水道課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、上水道施設の耐震化を進めるとともに、耐震性貯水槽の整備、持続可能な地下水の保全と利用の検討を進める。</li> </ul>

※「推進方針」欄の【 】は、庁内での主な担当課

### 重要業績指標（KPI）

取組指標	数 値		担当課
	現状値	目標値 (2030 年度末)	
消防団員の減少数	214 人	150 人	防災安全課
図上訓練等の実施	年 1 回以上	年 1 回以上	防災安全課
地域での夜間避難に資する取組の実施	年 1 回以上	年 1 回以上	防災安全課

### リスクシナリオ 1-3

#### 広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生

推進方針	推進施策
津波防災地域づくり、適切な情報提供等 【防災安全課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 町民一人ひとりの津波避難計画の普及を図っていくとともに、町民の迅速な津波避難や避難行動要支援者対策など、より実践的な防災訓練等を実施する。</li> <li>● 津波からの適切な避難場所を確保し、避難所の機能強化や必要な資機材の整備を早期に進める。</li> <li>● 防災行政無線や震度計について適正に維持管理していく。</li> <li>● 防災みえ.jp やメール、SNS、防災アプリ「みえ防災ナビ」など情報伝達手段の多重化、多様化や多言語化した外国人向けの情報提供の充実について、平時を含めた運用体制の強化を図り、フェーズフリーな活用環境の整備を推進する。</li> </ul>
河川・海岸堤防等の整備・耐震化及び機能保全 【建設課】 【水産課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 津波等による被害軽減を図るため、河川堤防や海岸堤防について、地震被害想定調査において設定される海岸部における津波高等をもとに、津波対策の施設整備を進める。</li> <li>● 海岸保全施設については、施設の防護機能を維持するほか、嵩上げ等の改良を進める。</li> <li>● 津波浸水区域内の被災後の復旧が特に困難な地域における水門等については、遠隔操作等の機能の整備を推進する。</li> <li>● 漁港施設については、老朽化対策や耐震対策を推進する。</li> </ul> 【主な箇所】 錦漁港 奥川 等
避難路等の保全と整備 【防災安全課】 【建設課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大規模地震が発生したときに、迅速かつ円滑な避難が行われるために、山腹等高台への避難路等の整備と自然の高台が得られない地域においては避難タワーの整備等の確保を行う。</li> <li>● 錦地区の急傾斜地崩壊危険箇所において、急傾斜地崩壊防止施設の整備を進めるとともに、避難路や避難場所の保全を推進する。</li> <li>● 避難路や避難場所の保全のため、津波避難タワーなどの津波避難施設の老朽化対策や土砂災害防止施設の整備を推進する。</li> <li>● 道路の途絶を防ぐため、避難行動中の路上での二次被害を防止するための歩行空間の確保や沿道のブロック塀の倒壊防止、耐震性のない木造住宅の除却に対する支援、屋外広告板、窓ガラス等の落下防止、交通安全対策等についても推進する。</li> </ul>
公営住宅等の整備 【建設課】 【防災安全課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等の整備事業を推進する。特に沿岸部においては津波対策として高台への整備を推進する。</li> </ul>
水門、陸閘等の自動化、遠隔操作化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 津波浸水予測区域内における水門の遠隔操作化を進めるとともに、津波による被害を軽減するため、陸閘の開閉操作の自動化、遠</li> </ul>

【水産課】 【防災安全課】	隔操作化を推進する。
防災教育の推進 【教育委員会事務局】	●小中学校の児童生徒を対象に防災教育を実施する。

※「推進方針」欄の【 】は庁内での主な担当課

### 重要業績指標（KPI）

取組指標	数 値		担当課
	現状値	目標値 (2030年度末)	
夜間避難訓練の実施	年1回以上	年1回以上	防災安全課
学校や家庭と連携した、学校での防災の取り組みの実施	町内小中学校で 年1回以上実施	町内小中学校で 年1回以上実施	教育委員会
防災ノートやデジタルコンテンツを活かした防災学習の実施	町内小中学校で 年1回以上実施	町内小中学校で 年1回以上実施	教育委員会
耐震性のある住宅戸数	2,627戸	2,720戸	防災安全課
特定空家等不良住宅の除去	年間3件	年間3件	建設課
図上訓練等の実施	年1回以上	年1回以上	防災安全課

## リスクシナリオ 1-4

突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の大規模な浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

推進方針	推進施策
河川の整備 【建設課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町管理の準用・普通河川については、大雨や豪雨災害に備え、堆積土の浚渫工事等の維持管理を行う。</li> <li>●河川堤防等の耐震化、河道掘削等の河川改修、浚渫等の維持管理、洪水調整施設の整備等の対策を進めるとともに、排水機場や管渠、雨水貯留浸透施設、雨水ポンプ場等の浸水対策施設の整備、改築を推進する。</li> </ul> <p>【主な箇所】 宮川・大内山川・藤川・奥川 等</p>
流域治水の推進 【建設課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備等の対策をより一層加速するとともに、集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う「流域治水」を推進する（「伊勢南部圏域二級水系流域治水プロジェクト」）。</li> </ul>
河川堆積土砂の撤去【建設課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●河川に堆積した土砂の撤去について、県と連携しながら緊急度の高い箇所より計画的に進める。</li> </ul>
河川・海岸・港湾・砂防施設の点検と対策【建設課】 【水産課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●河川・海岸・港湾・砂防施設を常時良好な状態に保つために、施設の点検を行い、施設の異常に対して対策措置を講じる。</li> </ul>
浸水対策、流域減災対策 【建設課】 【水産課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・高波による被害軽減を図るため、海岸保全施設については、防波堤整備や嵩上げ等の改良等の対策を推進する。</li> </ul> <p>【主な箇所】 海岸：錦地区海岸部一帯</p>
ため池の耐震化等 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農業用ため池において、大規模地震等で崩壊した場合に人命等に被害が及ぶ箇所について、耐震化等を進めるとともに、ため池決壊時の被害を最小化するため、ハザードマップを活用した防災訓練の実施を促進する。</li> <li>●農業者の減少や高齢化の進行などにより、農業用ため池の管理組織が脆弱化し、日常の維持管理が適正に行われぬおそれがあることから、管理体制の強化を図る。</li> </ul>

災害対応機関等の 対応能力向上 【防災安全課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町民参加による防災力の向上及び災害対応機関等相互の連携を強化することを目的として、市街地等の浸水を想定した避難訓練の実施など実践的な訓練を実施する。</li> <li>●大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・捜索、交通対策等の活動を迅速かつ的確に実施するため、実践的な訓練の実施、情報共有体制など防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力の向上を図る。</li> </ul>
継続的な防災訓練 や防災教育等と、 町民による自発的 な防災活動の促進 【防災安全課】 【教育委員会】	●身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、町民の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。
避難体制の整備 【防災安全課】	●避難行動につながる情報を迅速に伝達するために、水防情報や土砂災害警戒情報の提供など警戒避難体制を整備する。
水害リスク情報の 充実 【防災安全課】 【建設課】	●洪水時等の避難を円滑かつ迅速に行うため、ハザードマップ等の周知及び見直しを進めるとともに、河川監視カメラや水位計等の整備・更新を行い、住民の適切な避難行動を促すための防災情報を提供する。
職員の人材育成 【防災安全課】	●災害に関する豊富な知識と適切な判断力を身につけ、高い防災意識を有することができるよう、防災研修を実施するとともに、災害時に迅速な対応が行えるよう、訓練を実施する。

※「推進方針」欄の【 】は庁内での主な担当課

### 重要業績指標 (KPI)

取組指標	数 値		担当課
	現状値	目標値 (2030年度末)	
橋梁等修繕完了率	100%	100%	建設課
地域での夜間避難に資する取組の実施	年1回以上	年1回以上	防災安全課
学校や家庭と連携した、学校での防災の 取り組みの実施	町内小中学校で 年1回以上実施	町内小中学校で 年1回以上実施	教育委員会
防災ノートやデジタルコンテンツを活か した防災学習の実施	町内小中学校で 年1回以上実施	町内小中学校で 年1回以上実施	教育委員会

取組指標	数 値		担当課
	現状値	目標値 (2030年度末)	
ため池および排水機場の整備により被害が未然に防止される面積	0.9ha	1.8ha	産業振興課
消防団員の減少数	214 人	150 人	防災安全課
図上訓練等の実施	年 1 回以上	年 1 回以上	防災安全課

## リスクシナリオ 1-5

### 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生

推進方針	推進施策
土砂災害防止施設の整備 【建設課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●土砂災害が発生した場合には、人家への被害のみならず、要配慮者利用施設、避難路、避難所となる公共施設や重要交通網の機能が損なわれるおそれがあるため、砂防設備等の土砂災害防止施設の整備を推進する。</li> <li>●堆積土砂で満杯になった砂防ダムについて、緊急度に応じて計画的に堆積土砂を撤去していく。</li> </ul>
継続的な防災訓練や防災教育等と、町民による自発的な防災活動の促進 【防災安全課】 【教育委員会】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、町民の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。</li> </ul>
総合的かつ効果的な治山対策、自然と共生した森林づくり 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）を発揮させるため、航空レーザ測量の成果を生かした森林の適正な管理や、基盤となる林道等の整備に加え、総合的かつ効果的な治山対策など、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が発揮されるための総合的な対応を推進する。</li> <li>●自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を生かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。</li> <li>●森林の整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底した上で地域に根差した植生を用いる等、自然と共生した多様な森林づくりを進める。</li> </ul>
ため池の耐震化等 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農業用ため池等において、大規模地震等で崩壊した場合に人命等に被害が及び箇所について耐震化等を進めるとともに、ため池決壊時の被害を最小化するため、ハザードマップを活用した防災訓練の実施を促進する。</li> <li>●農業者の減少や高齢化の進行などにより、農業用ため池の管理組織が脆弱化し、日常の維持管理が適正に行われないおそれがあることから、管理体制の強化を促進する。</li> </ul>
適切な災害情報の提供 【防災安全課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災行政無線（屋外スピーカ等）の適正配置や安定した電源確保に向け、取組を進める。</li> <li>●防災みえ.jp やメール、SNS、防災アプリ「みえ防災ナビ」の活用</li> </ul>

	<p>など情報提供手段の多重化・多様化により町民へ情報が届くよう、フェーズフリーな仕組みづくりに取り組む。</p> <p>●事前対策を促すためタイムラインに基づく情報提供を検討する。</p>
警戒避難体制整備等のソフト対策【防災安全課】	<p>●土砂災害ハザードマップの周知及び見直しや避難指示等を発令する際の的確な判断につなげるため、県が提供する土砂災害危険度情報などの効果的な活用による土砂災害警戒避難体制の整備を推進する。</p>

※「推進方針」欄の【 】は庁内での主な担当課

### 重要業績指標（KPI）

取組指標	数 値		担当課
	現状値	目標値 (2030年度末)	
消防団員の減少数	214人	150人	防災安全課
ため池および排水機場の整備により被害が未然に防止される面積	0.9ha	1.8ha	産業振興課
学校や家庭と連携した、学校での防災の取り組みの実施	町内小中学校で年1回以上実施	町内小中学校で年1回以上実施	教育委員会
防災ノートやデジタルコンテンツを活かした防災学習の実施	町内小中学校で年1回以上実施	町内小中学校で年1回以上実施	教育委員会
図上訓練の実施	年1回以上	年1回以上	防災安全課

(2) 事前に備えるべき目標 2

救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

リスクシナリオ 2-1

自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

推進方針	推進施策
災害対応能力の向上 【防災安全課】	●大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・捜索、交通対策等の活動を迅速かつ的確に実施するため、実践的な訓練の実施、防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力を向上させる。
常備消防の充実強化【防災安全課】	●消防の災害対応能力強化のための施設整備や広域連携体制及び救急搬送体制の整備などを推進し、常備消防の充実強化を促進する。
消防団員等の人材育成 【防災安全課】	●災害発生時に的確に対応しうる消防力の確保、強化を図るため、消防団員に対する訓練を実施する。 ●自主防災組織による活動を活性化するため、県が主催するリーダー研修に参加する。
合同訓練等の実施 【防災安全課】	●住民参加による防災力の向上及び防災関係機関等相互の連携を強化するとともに、地域課題や重点的に取り組むべき課題などテーマに応じた実践的な訓練を検討し、災害対応機関等の対応力を向上させる。
消防施設の耐震化等【防災安全課】	●大規模災害発生時に消防機関が機能するため、広域行政での連携のもと施設の耐震化や津波浸水被害対策を進める。
情報通信機能の耐災害性の強化 【防災安全課】	●能登半島地震や東日本大震災発生時の通信途絶の発生状況を踏まえ、スターリンク（衛星インターネットサービス）といった新しいデジタル技術を活用しつつ、非常通信ルートについて確認し、平時も含めた運用体制の強化を図り、フェーズフリーな活用環境の整備を推進し、情報通信機能の耐災害性の強化を図る。
広域的な連携体制の構築 【防災安全課】	●災害応急対策活動における応援・受援の拠点となる広域防災拠点の整備・機能強化を促進するとともに、災害時の支援等に係る協定の活用、他市町等との訓練を通じた連携強化、災害ボランティア等の受入体制の整備などの取組を進める。

※「推進方針」欄の【 】は庁内での主な担当課

### 重要業績指標（KPI）

取組指標	数 値		担当課
	現状値	目標値 (2030年度末)	
消防団員の減少数	214 人	150 人	防災安全課
関係機関を含めた訓練等の実施	年 1 回以上	年 1 回以上	防災安全課

## リスクシナリオ 2-2

### 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

推進方針	推進施策
適切な医療機能の提供 【健康福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町内の診療所等や当地域の基幹病院である大台厚生病院がいざというときに機能不全に陥らないように、耐震対策の実施や医療従事者の確保に向けた取組を進めるとともに、電源、水、医薬品等について十分検討のうえ、平常時から確保しておく、又は確保できる体制の整備を支援する。</li> <li>●災害時においても病院が継続して医療を提供できるよう、病院が業務継続計画（BCP）の考え方に基づく病院災害対応マニュアルを整備できるよう促進する。</li> </ul>
介護保険施設の相互支援協定の締結促進【健康福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時において、施設間で入所者の避難等の相互支援が円滑に行われるよう、相互支援協定の締結を促進する。</li> </ul>
医療に必要な水の確保 【環境水道課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人工透析等、衛生的な水を大量に必要とする患者を抱える病院に対し、平時からの地下水活用など水源の多重化や、優先的に水道を復旧させる等の協力体制の構築を支援する。</li> <li>●マンホールトイレ等の設置等を進める。</li> </ul>
インフラの整備・保全 【建設課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害発生時に人員や物資などの緊急輸送に係る交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化、法面对策等を進める。</li> <li>●緊急時の救助・救援を担う高規格道路等の整備促進、町管理道路の整備推進など、事業化区間の早期供用に向けた取組を進めるとともに、未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進める。</li> </ul>
DMAT 等の受入体制の整備 【健康福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●DMAT 及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）について、受入体制を整備する。</li> </ul>

※「推進方針」欄の【 】は庁内での主な担当課

### 重要業績指標（KPI）

取組指標	数 値		担当課
	現状値	目標値 (2030 年度末)	
緊急輸送道路等における大規模地震でも壊れない補強された橋の割合	0%	100%	建設課

### リスクシナリオ 2-3

劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生

推進方針	推進施策
<p>避難所における良好な生活環境の確保</p> <p>【防災安全課】 【教育委員会】</p>	<p>●避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、スフィア基準や国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、町が取り組む資機材の整備を支援するとともに、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修や、避難住民の生活に必要な不可欠な電力の確保を進める。</p> <p>●学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、外壁などの非構造部材の耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保を優先して進めるとともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化、空調設備の整備など、避難所としての防災機能を強化する。</p>
<p>避難所における必要物資の確保</p> <p>【防災安全課】 【環境水道課】</p>	<p>●避難所で必要となる水、食料、燃料などの必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化、危機時における地下水、雨水、再生水などの多様な代替水源の利用に関する検討及び利用機材の普及促進、避難所への円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給などの後方支援を専門とする人材養成を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにする。</p> <p>●被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位において必要な備蓄等を勧める。</p>
<p>避難所以外での避難者に対する支援</p> <p>【防災安全課】 【健康福祉課】</p>	<p>●車中など避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、情報共有等に係る県等との連携スキームの構築を推進する。</p> <p>●迅速な被災者支援のため、被災者台帳作成の事前準備を進める。</p>
<p>避難生活における要配慮者支援</p> <p>【健康福祉課】</p>	<p>●高齢者、障がい者、妊産婦、外国人などの要配慮者に配慮した避難生活の環境整備に必要な措置を講じる。</p> <p>●福祉避難所の指定を促進し、避難行動要支援者の受入可能な施設等の体制を構築する。</p>
<p>被災者のケア体制の構築</p> <p>【健康福祉課】</p>	<p>●主に災害急性期～亜急性期において感染症の流行や静脈血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害すること</p>

	がないよう、保健所をはじめ、町、医療関係者、NPO、地域住民等と連携して中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。
--	---

※「推進方針」欄の【 】は庁内での主な担当課

### 重要業績指標（KPI）

取組指標	数 値		担当課
	現状値	目標値 (2030年度末)	
備蓄物資の確保 (食料/携帯・簡易トイレ/哺乳瓶)	50%	100%	防災安全課
学校校舎の耐震化	100%	100%	教育委員会
学校体育館への空調設備設置 (1施設分)	0%	100%	教育委員会

## リスクシナリオ 2-4

### 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

推進方針	推進施策
物資輸送ルート (陸路)の確保 【建設課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害発生時には人員や物資など緊急輸送にかかる交通(輸送)が確保されるよう、近畿自動車道紀勢線4車線化の促進並びに国・県と連携して国道や県道の整備促進を図るとともに、社会資本整備総合交付金事業等を活用し、緊急輸送道路等の整備および緊急輸送道路上にある橋梁等の耐震対策等を推進する。</li> </ul> 【主な路線】 近畿自動車道紀勢線・国道42号・国道260号・県道伊勢大宮線 県道南島大宮大台線・県道打見大台線・県道川合大宮線・県道紀勢インター線・県道松原大内山線 等
物資輸送ルート (空路、海路)の確保 【防災安全課】 【水産課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●陸上輸送に加え、ヘリポートの有効活用を図り、また、錦漁港を活用した船舶による海上輸送を活用した体制の整備など、緊急輸送体制の整備を進める。</li> <li>●被災地への円滑な物資供給などに活用が期待されるドローン等について、早期の社会実装に向けた取組を推進する。</li> </ul>
迅速な道路啓開の体制整備 【建設課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国、県、建設企業等の連携のもと、迅速な道路啓開の体制整備を推進する。また、迅速な道路啓開のため、県が備蓄する道路啓開基地の効果的な活用を目指す。</li> </ul>
上水道施設の耐震化等 【環境水道課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●上水道事業の主要施設であるろ過池及び配水池は、被災した場合、応急復旧に長期間を要するものが多数あることから、被災時の影響が大きいろ過池及び配水池の耐震化を優先的に進める。</li> <li>●「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急給水活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、町の応急給水体制(給水拠点、確保できる水量、保有する資機材等)について、事前に情報の共有を図る。</li> </ul>
燃料の備蓄の促進 【教育委員会】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校等において、燃料備蓄やLPガス等の活用、自家発電設備、コジェネレーションシステム等の導入等を促進する。</li> </ul>
各家庭における備蓄量の確保 【防災安全課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発災直後に地域で自活する備えとして、水や飲料など個人備蓄にかかる意識の浸透と定着をめざして、啓発活動を実施する。</li> </ul>
民間物流施設等の災害対応力の強化 【防災安全課】 【総務企画課】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●JA等を含め企業と地域との連携の促進などにより、災害時における連携・協力企業の災害対応力を強化する。</li> <li>●みえ企業等防災ネットワークを活用し、企業防災人材の育成、事業継続計画(BCP)の策定促進、企業と地域との連携の促進などにより、災害時における連携・協力企業の災害対応力を強化する。</li> </ul>

町・県・国・民間事業者等が連携した物資調達・供給体制の構築 【防災安全課】	●県・国との連携はもとより、民間事業者等との災害時における広域連携・支援体制を確立するため、協力協定の締結・拡充を進める。 ●「三重県市町受援計画策定手引書」に基づき受援体制づくりを進める。 ●民間事業者等との災害時における広域連携・支援体制を確立するため、協力協定の締結・拡充を進める。
--	--

※「推進方針」欄の【 】は庁内での主な担当課

### 重要業績指標（KPI）

取組指標	数 値		担当課
	現状値	目標値 (2030年度末)	
浄水場の耐震化率	23.9%	63.9%	環境水道課
基幹管路の耐震適合率	75.5%	100.0%	環境水道課
備蓄物資の確保 (食料/携帯・簡易トイレ/哺乳瓶)	50%	100%	防災安全課
緊急輸送道路等における大規模でも壊れない補強された橋の割合	0%	100%	建設課
中小企業・小規模企業における事業継続計画（BCP）等の策定件数	34 件	60 件	産業振興課

## リスクシナリオ 2-5

### 想定を超える大量の帰宅困難者（観光客を含む）の発生による混乱

推進方針	推進施策
一時滞在施設の確保 【防災安全課】 【総務企画課】 【環境水道課】	●沿道に拠点を有する事業者との協定締結により災害時帰宅支援ステーションの充実を図り、水道水・トイレ等の提供や道路等の情報を提供することで、帰宅困難者の円滑な帰宅を支援する。 ●帰宅困難者や避難者の大規模移送に対応するため、バス事業者等との協定を活用するなど、災害時における輸送手段の確保を図る。
交通渋滞の回避 【建設課】	●交通の安全と円滑を確保するため、信号機電源付加装置をはじめとする災害に強い交通安全施設等を整備するとともに、信号機が滅灯した交差点に警察官を配置し、交通整理を実施する。 ●通行止めなどの交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に時機を失することなく提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、町民の理解と協力を促し、交通渋滞の緩和を図る。 ●通行に関する情報の提供にあたっては、ICT を活用して速やかに対応する。
代替輸送手段の確保等 【防災安全課】	●帰宅困難者（観光客を含む）や避難者の大規模移送に対応するため、バス事業者等との協定の活用を図るなど、災害時における輸送手段の確保を図る。
観光地の防災対策 【産業振興課】	●商工会や地域活性化協議会と連携し、避難誘導や帰宅支援など観光客の安全・安心を確保するための課題検討を行う場を設けることにより、具体的な対策を促進する。 ●観光事業者や観光関係団体、町等が主体的に観光地の防災対策に取り組むことができるよう、避難誘導や帰宅支援など観光客の安全・安心を確保するための先進事例の共有や課題検討等を行う場を設けることにより、具体的な対策を促進する。

※「推進方針」欄の【 】は庁内での主な担当課

### 重要業績指標（KPI）

取組指標	数 値		担当課
	現状値	目標値 (2030 年度末)	
緊急輸送道路等における大規模でも壊れない補強された橋の割合	0%	100%	建設課

## リスクシナリオ 2-6

### 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

推進方針	推進施策
緊急輸送道路や代替ルート、避難路等の整備 【建設課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害発生時に人員や物資など緊急輸送にかかる交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備および緊急輸送道路上にある橋梁等の耐震対策、法面対策等を引き続き推進するとともに、迅速な道路啓開を展開するため、道路啓開基地の整備、道路構造の強化に取り組む。</li> <li>●緊急時の救助・救援を担う地域の生活道路の整備推進を進める。</li> <li>●地震や津波による地域の孤立を防ぐため、避難路となる道路上にある橋梁の耐震対策等を推進する。</li> <li>●災害発生時に避難路となる林道、農道及び漁港関連道の整備を推進する。</li> <li>●災害時においては、空からのアクセスも可能となるようあらかじめ離着陸場となる地点の指定等を行うとともに、必要な装備の整備を進める。</li> </ul>
雨量規制区間の代替ルートの確保 【防災安全課】 【建設課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●台風や集中豪雨による地域の孤立を防ぐため、国・県との連携のもと、雨量規制区間の代替ルートの確保に向けた協議・検討を推進する。</li> </ul>
漁港施設の防災・減災対策 【防災安全課】 【水産課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●津波防潮堤・耐震強化岸壁等を整備する。</li> </ul>
災害発生後の機動的・効率的な活動の確保 【防災安全課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、災害対策本部における初動期の機能・体制の確保・強化を行うとともに、孤立地域の把握等を含めた被災地の情報を迅速かつ確実に収集するため、災害時の情報収集の強化を図る。</li> <li>●孤立地域への輸送手段として活用が期待されるドローン等について、実用化や早期の社会実装に向けた取組を推進する。</li> </ul>
民間備蓄等との連携 【防災安全課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時における広域連携・支援体制を確立するため、民間事業者等との協力協定の締結・拡充を進める。</li> </ul>
情報通信機能の耐災害性の強化 【防災安全課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●能登半島地震や東日本大震災発生時の通信途絶の発生状況を踏まえ、スターリンク（衛星インターネットサービス）といった新しいデジタル技術を活用しつつ、非常通信ルートについて確認し、平時も含めた運用体制の強化を図り、フェーズフリーな活用環境の整備を推進し、情報通信機能の耐災害性の強化を図る。</li> </ul>

災害情報の収集・活用 【防災安全課】	●被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案のため、可搬型衛星無線装置やヘリコプターテレビ映像伝送システムなどにより収集した映像・画像の災害情報を活用する。
-----------------------	--

※「推進方針」欄の【 】は庁内での主な担当課

### 重要業績指標（KPI）

取組指標	数 値		担当課
	現状値	目標値 (2030年度末)	
緊急輸送道路等における大規模でも壊れない補強された橋の割合	0%	100%	建設課

## リスクシナリオ 2-7

### 大規模な自然災害と感染症との同時発生

推進方針	推進施策
感染症の発生・まん延防止 【健康福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する。</li> <li>●ホームページ等において、感染症に関する知識の普及啓発や流行状況に応じた情報発信を行う。</li> <li>●迅速に消毒や害虫駆除を行うための体制等を構築する。</li> </ul>
避難者の感染症対策 【健康福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難者に感染症が広まらないよう、マスクや消毒液など感染症対策に必要な資材を確保するとともに、避難所の衛生環境を災害時にも良好に保つ。</li> <li>●避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策を計画しておく。</li> <li>●広範囲で感染症の拡大・まん延が続いている状況において災害が発生した場合に備えて、指定避難所以外の避難所の開設や旅館の活用等、避難者が密集しない十分なスペースの確保を行う。</li> </ul>
衛生管理に必要な物品の確保 【健康福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるようにしておく。</li> </ul>

※「推進方針」欄の【 】は庁内での主な担当課

(3) 事前に備えるべき目標 3

必要不可欠な行政機能を確保する

リスクシナリオ 3-1

被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、交通の混乱

推進方針	推進施策
交通渋滞・交通事故の回避 【建設課】	●大規模災害発生時に、停電による信号機の停止が原因で発生する渋滞や交通事故を回避するため、信号機電源付加装置をはじめとする災害に強い交通安全施設等の整備を促進する。
安全かつ円滑な道路交通の確保 【建設課】	●交通情報を集約し、迅速かつ的確な交通規制を実施するなど、道路交通の混乱を最小限に抑える体制を促進する。 ●一般道路利用者に対する交通情報の一元的な提供等により、安全かつ円滑な道路交通を促進する。

※「推進方針」欄の【 】は庁内での主な担当課

## リスクシナリオ 3-2

### 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

推進方針	推進施策
災害対策本部の体制整備等 【防災安全課】 【総務企画課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●初動体制等の検証により、災害時に迅速な対応を行うことができるよう検討する。</li> <li>●災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、停電・断水を想定した庁舎自家発電施設の燃料や水の確保方策について、既存の発電機やソーラー蓄電池について地震被害想定調査の結果に基づく再点検も含め、必要な検討を進める。</li> <li>●被災者台帳の作成等に関して、実務指針をもとに、災害発生時に被災者台帳を迅速に作成し利用できるよう取り組む。</li> </ul>
被災による機能低下の回避 【防災安全課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害対応業務の増加や、職員や家族の被災、交通麻痺等で職員が庁舎に参集できないことにより、行政機能が損なわれることを回避するため、連絡手段や参集途上での情報収集・伝達手段の確保等を図るとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等の活用を図り、さまざまな事態を想定した教育及び明確な目的をもった合同訓練等を継続する。</li> </ul>
業務継続体制の強化 【防災安全課】 【総務企画課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●訓練等により大紀町業務継続計画（BCP）の実効性を高める。</li> <li>●職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制を強化する対策について取組を進める。</li> </ul>
防災拠点の耐震化 【総務企画課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時に防災拠点となる庁舎等についても耐震化を進め、庁舎の被災による、行政機能の低下を招かないようにする。</li> </ul>
職員の人材育成 【防災安全課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町民とともに「防災の日常化」に取り組む職員、災害対応のマネジメントができる職員の育成をめざして、災害に関する豊富な知識と適切な判断力を身につけ、高い防災意識を有することができるよう「みえ防災人材アカデミー」等の講座を活用するとともに、災害時に迅速な対応が行えるよう訓練を実施する。</li> </ul>

※「推進方針」欄の【 】は庁内での主な担当課

(4) 事前に備えるべき目標 4

経済活動を機能不全に陥らせない

リスクシナリオ 4-1

サプライチェーンの寸断等による企業の生産力・経営執行力低下による地域間競争力の低下

推進方針	推進施策
企業による事業継続の取組促進 【産業振興課】	●災害発生後の地域の復興にとって企業活動は重要であることから、事業者等における自主的な防災対策を促し企業が事業継続の取組の行動を起こしやすくするため、「みえ防災・減災センター」や商工団体などの公的支援機関のほか、保険会社や金融機関といった民間の支援機関と連携して事業継続計画（BCP）等の策定を促進する。
企業防災に関する人材育成 【防災安全課】	●防災・減災の専門知識を備えた人材の育成・確保を進める。
インフラの整備・保全 【建設課】 【水産課】 【産業振興課】	●道路の防災対策、港湾・漁港施設の耐震・耐津波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する。

※「推進方針」欄の【 】は庁内での主な担当課

重要業績指標（KPI）

取組指標	数 値		担当課
	現状値	目標値 (2030 年度末)	
中小企業・小規模企業における事業継続計画（BCP）等の策定件数	34 件	60 件	産業振興課
緊急輸送道路等における大規模でも壊れない補強された橋の割合	0%	100%	建設課

## リスクシナリオ 4-2

### 食料等の安定供給の停滞に伴う、町民生活・社会経済活動への甚大な影響

推進方針	推進施策
食品産業や関連産業事業者（運輸、倉庫等）との協力体制の拡大 【防災安全課】	●災害時における広域連携・支援体制を確立するため、食品産業事業者や関連産業事業者（運輸、倉庫等）との協力協定の締結・拡充を進める。
農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化 【産業振興課・水産課】	●老朽化が著しく地震等の災害発生時に、農地や一般公共施設に被害をおよぼすおそれのある土地改良施設（頭首工等）について、必要な機能保全対策等を行う。 ●避難路として活用できる農道について、橋梁の耐震診断を実施し、これに基づく耐震化等を着実に推進する。 ●水産業の早期再開をめざすため、漁港の耐震強化岸壁の整備の推進、地震等の災害発生時に施設が破損し、背後集落に被害を及ぼすおそれがある漁港施設等の機能保全対策を行うとともに、流通拠点漁港における水産業BCPの実効性の向上に向けた取組を進める。

※「推進方針」欄の【 】は庁内での主な担当課

### 重要業績指標（KPI）

取組指標	数 値		担当課
	現状値	目標値 (2030年度末)	
重要拠点漁港における耐震強化岸壁の整備延長率（耐震強化が必要な計画延長に対する整備率）	69.9%	100.0%	水産課

### リスクシナリオ 4-3

#### 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

推進方針	推進施策
水道施設の機能強化 【環境水道課】	●老朽化が進む上水道、農業水利施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理と機能強化、早期復旧を可能とするためのデジタル技術を活用した遠隔監視等を進める。
渇水に係る関係者による情報共有及び水資源の有効活用等の推進 【環境水道課】	●気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を緊密に行うとともに、既存ストックを有効活用した水資源の有効利用、危機時の代替水源としての地下水活用等の取組を進める。
広域的な応援体制の整備及び雨水等の利用等の推進 【環境水道課】	●大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備するとともに、雨水の利用の促進に関する法律（平成 26 年法律第 17 号）に基づく雨水の利用や、再生水の利用などの水資源の有効な利用等を普及・推進する。

※「推進方針」欄の【 】は庁内での主な担当課

#### 重要業績指標（KPI）

取組指標	数 値		担当課
	現状値	目標値 (2030 年度末)	
浄水場の耐震化率	23.9%	63.9%	環境水道課
基幹管路の耐震適合率	75.5%	100.0%	環境水道課

## リスクシナリオ 4-4

### 農地・森林や生態系等の被害に伴う町域の荒廃・多面的機能の低下

推進方針	推進施策
農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保管理 【産業振興課】	●地域コミュニティの脆弱化や野生鳥獣による農作物への被害などにより、地域の共同活動等による農地等の保管理が困難となり農業・農村の有する多面的機能が損なわれることから、地域の主体性・協働力を生かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保管理を支援し、地域資源を活用した都市と農村の交流等により地域コミュニティの維持・活性化を促進する。
適切な間伐等の森林整備 【産業振興課】	●森林の整備及び保等を適切に実施しなければ、森林が有する国土保管理機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれ、山地災害の発生リスクも高まるため、適切な間伐等の森林整備や林道橋等の老朽化対策など、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が発揮されるための総合的な対応をとる。
総合的かつ効果的な治山対策、自然と共生した森林づくり 【産業振興課】	●森林が有する国土保管理機能（土砂災害防止、洪水緩和等）を発揮させるため、航空レーザ測量の成果を生かした森林の適正な管理や、基盤となる林道等の整備に加え、総合的かつ効果的な治山対策など、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が発揮されるための総合的な対応を推進する。 ●自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を生かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。 ●森林の整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底した上で地域に根差した植生を用いる等、自然と共生した多様な森林づくりを進める。
農業・林業等の生産活動の持続 【産業振興課】	●農業・林業等の生産活動を持続し、農地・森林等の荒廃を防ぎ、担い手の確保に取り組むことで、土地保管理に資する多面的機能を適切に発揮させる。
土砂災害防止対策等の推進 【建設課】	●土砂災害発生後の再度災害防止対策の実施や、大規模地震発生後の計画避難体制の構築及び迅速な復旧に向け、先進技術の活用を図る。 ●近年の土砂災害発生状況を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を推進する。

※「推進方針」欄の【 】は庁内での主な担当課

(5) 事前に備えるべき目標 5

情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

リスクシナリオ 5-1

テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

推進方針	推進施策
情報収集機能の強化、適切な情報提供 【防災安全課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害発生時には被災地の情報を迅速かつ確実に収集し、必要な対策に生かしていくことが重要である。最新のデジタル技術を活用した災害情報を収集するための体制や、公共土木施設や建築物の被災状況を迅速に収集するための体制の確保に取り組む。</li> <li>●防災行政無線について適正に維持管理していく。</li> <li>●防災みえ.jp やメール、SNS、防災アプリ「みえ防災ナビ」など情報伝達手段の多様化や、多言語化した外国人向けの情報提供の充実について平時も含めた運用体制の強化を図り、フェーズフリーな活用環境の整備を推進する。</li> </ul>
長期電源途絶時における情報通信システムの機能維持 【防災安全課】 【総務企画課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、停電を想定した庁舎自家発電施設の燃料の確保方策について、地震被害想定調査の結果に基づく再点検も含め、必要な検討を進める。</li> <li>●能登半島地震や東日本大震災発生時の通信途絶の発生状況を踏まえ、スターリンク（衛星インターネットサービス）といった新しいデジタル技術を活用しつつ、非常通信ルートについて確認を行い、災害発生時における非常通信機能を維持する。</li> </ul>
記憶媒体損失の回避 【総務企画課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●システムダウン、記憶媒体の損失を回避する関係施策を進める。</li> </ul>
インフラの整備・保全 【建設課】 【産業振興課】 【水産課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●電力等の長期供給停止を発生させないように、洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する。</li> <li>●停電発生時における公共土木施設の機能維持に必要な停電対策や、地域の電力安定供給のための公共土木施設の節電対策を推進する。</li> </ul>

※「推進方針」欄の【 】は庁内での主な担当課

## リスクシナリオ5-2

### 電力供給ネットワーク（送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

推進方針	推進施策
長期電源途絶時における情報通信システムの機能維持 【総務企画課】	●災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、停電を想定した庁舎自家発電施設の燃料の確保方策について、既存の発電機やソーラー蓄電池について地震被害想定調査の結果に基づく再点検も含め、必要な検討を進める。
企業における事業継続計画(BCP)策定の促進 【産業振興課】	●事業者等に対してエネルギー供給が停止した際に備えた自主的な防災対策を促すため、「みえ防災・減災センター」や商工団体などの公的支援機関のほか、保険会社や金融機関といった民間の支援機関と連携して、事業継続計画(BCP)等の策定を促進する。
災害からライフラインを守る事前伐採の推進 【産業振興課】	●倒木による電線等の寸断を未然に防止するために、県や電力会社等と連携して、災害からライフラインを守る事前伐採の取組を進める。
自立・分散型エネルギーの導入促進 【防災安全課】	●再生可能エネルギーや水素エネルギー、コジェネレーションシステム、LPガス等の活用、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭や病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーの導入を促進することにより、エネルギー供給源の多様化・分散化を図ることで、災害リスクを回避・緩和させる。

※「推進方針」欄の【 】は庁内での主な担当課

### 重要業績指標 (KPI)

取組指標	数 値		担当課
	現状値	目標値 (2030年度末)	
中小企業・小規模企業における事業継続計画(BCP)等の策定件数	34件	60件	産業振興課

### リスクシナリオ5-3

#### 石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

推進方針	推進施策
ライフラインに係る防災対策の推進 【防災安全課】 【総務企画課】	●災害時における地域のエネルギー拠点となるサービスステーション・LPガス中核充填所の災害対応力の強化を訓練等を通じて促進する。 ●燃料供給のサプライチェーンの維持のため、過疎地問題の解決に向けた対策を支援するとともに、燃料備蓄など需要家側の対策についても支援を行う。
自立・分散型エネルギーの導入促進 【防災安全課】	●再生可能エネルギーや水素エネルギー、コジェネレーションシステム、LPガス等の活用、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーの導入を促進することにより、エネルギー供給源の多様化・分散化を図ることで、災害リスクを回避・緩和させる。
燃料供給ルート（陸路）の確保 【建設課】	●災害発生時に人員や物資など緊急輸送に係る交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化を推進する。 ●迅速な道路啓開を展開できる体制を確保するとともに、被災した公共土木施設に対する応急復旧体制を強化する。
企業における事業継続計画（BCP）策定の促進 【産業振興課】	●事業者等に対してエネルギー供給が停止した際に備えた自主的な防災対策を促すため、「みえ防災・減災センター」や商工団体などの公的支援機関のほか、保険会社や金融機関といった民間の支援機関等と連携して、事業継続計画（BCP）等の策定を促進する。

※「推進方針」欄の【 】は庁内での主な担当課

#### 重要業績指標（KPI）

取組指標	数 値		担当課
	現状値	目標値 (2030年度末)	
中小企業・小規模企業における事業継続計画（BCP）等の策定件数	34件	60件	産業振興課
緊急輸送道路等における大規模でも壊れない補強された橋の割合	0%	100%	建設課

## リスクシナリオ 5-4

### 水道施設等の長期間にわたる機能停止

推進方針	推進施策
上水道施設等の耐震化 【環境水道課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ろ過池及び配水池は、被災した場合、応急復旧に長期間を要するものが多数あることから、被災時の影響が大きいろ過池及び配水池の耐震化を優先的に進める。</li> <li>●浄水場等が被災した場合、社会的に甚大な被害を及ぼすと考えられることから、浄水場等における主要施設の耐震化を進める。</li> </ul>
広域的な応援体制の整備 【環境水道課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急給水活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、町の応急給水体制（給水拠点、確保できる水量、保有する資機材等）について、事前に情報を共有する。</li> <li>●長期にわたる飲料水の供給停止となる場合は、保有している 10 t の給水車の計画的活用等により、広域的な支援体制の活用のもと、生活飲料水の確保が図れるよう推進する。</li> </ul>
奥伊勢広域行政組合し尿処理施設の耐震化 【環境水道課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ハード整備とソフト対策を適切に組み合わせた地震対策計画を策定するとともに、施設の耐震診断を実施し、必要に応じて施設の耐震化を進める。</li> </ul>
奥伊勢広域行政組合し尿処理施設 BCP の策定促進 【環境水道課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模地震時のリスク低減のための危機管理対策の強化及び迅速な応急対応や活動支援のための準備行動など、業務継続等に資する計画を策定する。</li> </ul>
し尿処理体制の確保 【防災安全課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●関係団体との協定締結等により、仮設トイレの供給体制を強化する。</li> <li>●し尿処理について既存の処理体制の実効性を高めるため、訓練等を実施するとともに、避難場所や避難所の防災機能を強化するため、断水時にも避難者が使用できるマンホールトイレや防災井戸など、防災施設を整備する。</li> </ul>
合併浄化槽への転換促進 【環境水道課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●浄化槽については、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する。</li> </ul>
関係機関との連携及び水資源の有効活用等の推進 【防災安全課】 【環境水道課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災・減災の担い手確保等、TEC-FORCE 等との連携強化、地下水の危機時における代替水源に関する検討を進めるとともに、雨水の利用の推進に関する法律（平成 26 年法律第 17 号）に基づく雨水の利用や、再生水の利用等の水資源の有効な利用等を</li> </ul>

	普及・推進する。
農業集落排水施設等の老朽化対策、耐震化の推進 【産業振興課】	●避難所等からの排水を受ける農業・漁業集落排水施設や管路及び緊急輸送道路等に埋設されている管路について、必要な老朽化対策を行うとともに、耐震検討及び耐震化を進める。

※「推進方針」欄の【 】は庁内での主な担当課

### 重要業績指標（KPI）

取組指標	数 値		担当課
	現状値	目標値 (2030年度末)	
浄水場の耐震化率	23.9%	63.9%	環境水道課
基幹管路の耐震適合率	75.5%	100.0%	環境水道課
緊急輸送道路等における大規模でも壊れない補強された橋の割合	0%	100%	建設課

## リスクシナリオ 5-5

### 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

推進方針	推進施策
輸送機関の確保 【防災安全課】	●災害発生時には地域交通ネットワークが分断されるおそれがあることから、輸送機関毎の代替性の確保だけでなく、災害時における輸送機関相互の連携・代替性の確保について検討する。
必要なインフラの整備・保全 【建設課】 【産業振興課】	●災害発生時には地域交通ネットワークが分断されるおそれがあることから、輸送ルートを確認するため、地震・津波・洪水・土砂災害・風水害・雪害対策、治山対策や施設の老朽化対策を着実に進める。 ●道路施設については、不具合が発生する前に修繕等の対策を講じる予防保全型メンテナンスなど効率的かつ持続可能な維持管理を実現するとともに、災害時も道路交通の安全を確保するため、歩行者や自転車、自動車等が適切に分離された安全な道路空間の整備や防護柵・標識・路面表示の充実等の交通安全対策を推進する。
落石等の危険がある要対策箇所の点検と対策 【建設課】	●豪雨等による災害や道路冠水による通行止めなどを未然に防止するため、落石等の危険がある要対策箇所について点検を実施し、変状等が確認された箇所の必要な対策を実施する。
道路啓開体制の整備 【建設課】	●発災後、地域交通ネットワークの途絶からの復旧のための迅速な道路啓開の展開にむけて、国・県・建設業との連携した訓練の実施や、国・県との協議のもと道路構造の強化、道路啓開基地の整備などの体制を整備する。
沿道構造物の倒壊防止等 【建設課】	●沿道の住宅・建築物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、交差隣接する土木構造物の倒壊や、ブロック塀等の倒壊、沿道宅地の崩壊、電柱等道路占用物の倒壊によって道路が閉塞することがあり、これらの耐震化又は除却を進める。
緊急輸送道路や代替ルート、避難路等の整備 【建設課】	●災害発生時に人員や物資等の緊急輸送に係る交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化、法面对策等を進める。 ●緊急時の救助・救援を担う高規格道路等の整備促進、町管理道路の整備推進など、事業化区間の早期供用に向けた取組を進めるとともに、未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進める。
的確な交通情報の提供	●万一の交通遮断時にも甚大な影響を回避するため、AIによる画像認識等が可能な道路管理用カメラやセンサー等のIT、ドローン、衛

【建設課】	星等の活用を進め、道路状況を遠隔で確認が可能な体制を構築するなど、現在の運行状況、通行止め箇所や今後の開通見通しに関する情報を適時、的確に提供するように努める。
災害情報の収集・活用 【防災安全課】	●被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案のため、可搬型衛星無線装置やヘリコプターテレビ映像伝送システムなどにより、収集した映像・画像の災害情報を活用する。

※「推進方針」欄の【 】は庁内での主な担当課

(6) 事前に備えるべき目標 6

社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

リスクシナリオ 6-1

自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

推進方針	推進施策
復興まちづくりに 向けた支援 【防災安全課】	●町が被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、発災後の復興手順や被害想定を踏まえた計画づくりを学ぶ研修の実施等を推進し、復興事前準備の取り組みを進める。
企業による事業継続の取組促進 【産業振興課】	●災害発生後の地域の復興にとっても企業活動は重要であることから、事業者等における自主的な防災対策を促し、企業が事業継続の取組の行動を起こしやすくするため、「みえ防災・減災センター」や商工団体などの公的支援機関のほか、保険会社や金融機関といった民間の支援機関等と連携して、事業継続計画（BCP）等の策定を促進する。
地域のコミュニティ力の向上等 【産業振興課】	●農林水産業も含めた地場産業を構成する事業者等の事業継続計画（BCP）の策定や、将来の担い手育成など地域のコミュニティ力を高める取組を進めるとともに、万一の際も現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、「地域コミュニティの再生」を見据えた平時からの環境づくりに取り組む。

※「推進方針」欄の【 】は庁内での主な担当課

重要業績指標（KPI）

取組指標	数 値		担当課
	現状値	目標値 (2030 年度末)	
中小企業・小規模企業における事業継続計画（BCP）等の策定件数	34 件	60 件	産業振興課

## リスクシナリオ 6-2

災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

推進方針	推進施策
建設業界との応急復旧体制の強化 【建設課】	●被災した公共土木施設への迅速な応急復旧体制の強化を進めるため、建設業界との緊急時における協定に基づく、道路啓開を迅速に展開できる体制の充実を図るための訓練を実施し、発災時に適切な行動がとれる体制を整える。
災害対応・事前復興を担う人材の育成 【防災安全課】	●大規模災害の経験や教訓を現場に生かしていく人材や、復興の基盤整備を担う建設業の人材、分野に精通した技術者等の育成に取り組む。 ●次世代の担い手が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整える。
ボランティア等の受入体制の確保 【防災安全課】	●専門性を有する NPO 等の連携を図る災害中間支援組織の重要性が高まっているため、大規模災害発生時にはみえ災害ボランティア支援センターを設置し、町や分野ごとに設置される災害ボランティアセンターの後方支援や被災地外からのボランティア・NPO 団体などへの情報提供、現地災害ボランティアセンター間のネットワーク化など、災害ボランティア活動の広域的な支援を行う。

※「推進方針」欄の【 】は庁内での主な担当課

### リスクシナリオ 6-3

#### 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

推進方針	推進施策
災害廃棄物の適正かつ迅速な処理 【環境水道課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発災後の災害廃棄物処理を適正かつ迅速に行うため、災害廃棄物処理計画について国の災害廃棄物対策指針等に沿った見直しを進める。</li> <li>●同計画の実効性を高めるため、災害廃棄物処理に精通した人材育成、仮置場候補地選定、関係機関・団体との連携体制整備、有害廃棄物等の処理困難廃棄物への対応方法に関する訓練や研修会などの取組を進める。</li> </ul>
香肌奥伊勢資源化広域連合ごみ処理施設の老朽化対策や災害対応能力の強化の促進 【環境水道課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●香肌奥伊勢資源化広域連合ごみ処理施設について、老朽化対策とあわせ、自家発電設備の設置など災害対応力強化の促進を図る。</li> </ul>
災害廃棄物輸送 【環境水道課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害廃棄物の他地域自治体の受入協力にあわせ、陸路輸送及び海上輸送の大量輸送等効率的な災害廃棄物輸送の実施について検討する。</li> <li>●町域を越えた連携が必要となった際に、円滑・迅速な災害廃棄物対策が実現できるよう「大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会」を活用するなど、災害廃棄物の広域輸送の実施について検討する。</li> </ul>
海岸漂着物の処理 【環境水道課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●洪水や、台風等により海岸に漂着した流木及びごみ等が異常に堆積し、堤防、水門等の防災施設の機能低下を発生させないために、適切な処理とその支援を行う。</li> </ul>

※「推進方針」欄の【 】は庁内での主な担当課

## リスクシナリオ 6-4

事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備等が進まず復興が大幅に遅れる事態

推進方針	推進施策
地籍調査の推進 【建設課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害後の円滑な復旧復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となる。このため、南海トラフ地震等の大規模災害時に備えた復旧・復興対策の推進やインフラ整備の円滑化など緊急性が高いと考えられる地区に注力するとともに、新技術の導入や基本調査の積極的な活用など効果的・効率的に実施する。</li> </ul>
被災者の生活再建に向けた支援 【建設課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に町が対応すべき事項について、平常時及び発災時に説明会等を通じて的確に周知する。</li> <li>●応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、方向性を示す。</li> <li>●被災者が生活再建を円滑に進められるよう、平常時から地震保険等への加入促進に向けた町民向けの啓発を行う。</li> </ul>
建設業における人材の確保及び燃料供給のサプライチェーンの維持 【建設課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等により、担い手不足が懸念されるため、担い手確保・育成の観点から労働環境の改善等を図る。</li> <li>●仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備及び稼働に必要な燃料供給のサプライチェーンの維持のため SS 過疎地問題の解決に向けた対策を進める。</li> </ul>

※「推進方針」欄の【 】は庁内での主な担当課

### 重要業績指標 (KPI)

取組指標	数 値		担当課
	現状値	目標値 (2030年度末)	
地籍調査の効率化に向けた取組の実施	1.57%	1.96%	建設課

## リスクシナリオ 6-5

### 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

推進方針	推進施策
コミュニティカを強化するための支援 【教育委員会】 【防災安全課】	●コミュニティの崩壊は無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物など有形の文化財にも影響するため、地域づくりやコミュニティカを強化するための取組としてハザードマップの周知及び見直し、防災訓練等、防災の取組を充実させ、関係機関が連携しながら支援していく。
文化財の耐震化等、グリーンインフラの整備推進 【教育委員会】	●石垣、復元施設等も含め、文化財及びその収蔵施設等の耐震化、防災設備の整備等を進める。 ●生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高める。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を生かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。
地域コミュニティの維持・継続に配慮した震災復興に備えるための準備 【防災安全課】	●一日も早い被災地の復興を進めていくため、被災前の地域のコミュニティの継続性を念頭に置いた上で復興に向けたさまざまなプロセスを確立し、円滑な復興支援を行うための体制を検討する。 ●被災地から学ぶ教訓やノウハウについて関係者と共有するなど、震災復興に備えるための事前準備を進める。

※「推進方針」欄の【 】は庁内での主な担当課

## リスクシナリオ 6-6

風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による大紀町経済への甚大な影響

推進方針	推進施策
災害発生時の被災地外に向けた情報発信【防災安全課】 【総務企画課】	●災害発生時において、町内外に正しい情報を伝達するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションする。
失業対策等 【産業振興課】	●震災後における雇用の場の創出や各種給付金・貸付金制度の活用等について検討整理する。 ●事業者等における自主的な防災対策の推進を促すため、「みえ防災・減災センター」や商工団体などの公的支援機関のほか、保険会社や金融機関といった民間の支援機関と連携しつつ、講演会の開催や広報活動により、事業継続計画（BCP）等の策定を促進する。
企業による事業継続の取組促進 【産業振興課】	●災害発生後の地域の復興にとっても企業活動は重要であることから、事業者等における自主的な防災対策を促し企業が事業継続の取組の行動を起こしやすくするため、「みえ防災・減災センター」や商工団体などの公的支援機関のほか、保険会社や金融機関といった民間の支援機関等と連携して、事業継続計画（BCP）等の策定を促進する。
平時における各種復興ビジョンの検討 【産業振興課】	●将来の地場産業の担い手育成や、地場産品の海外市場進出支援、地方創生の取組、地域のコミュニティ力を高める取組を進めるとともに、三重県復興指針に基づき復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整える。

※「推進方針」欄の【 】は庁内での主な担当課

## 第5章

## 計画の推進方策

大紀町の強靱化を着実に推進するため、PDCAサイクルを通じて、本計画の不断の点検・改善を行います。

### 5-1 計画の推進体制

---

本計画の推進にあたっては、大紀町防災会議にて報告を行い、意見・助言を受けるものとします。また、関係課等と推進・検討体制などについて、連携を図ります。

### 5-2 計画の進捗管理

---

毎年度、重要業績指標等を用いて可能な限り定量化することも含めて、各施策の進捗状況の把握等を行うこととし、「大紀町総合計画 実施計画書」など、個別の計画におけるフォローアップと連動することにより、施策の進捗状況の把握等を効果的に進めます。

### 5-3 計画の見直し等

---

本計画については、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を考慮し、概ね5年毎に本計画全体を見直すこととします。また、地域活性化、地域創生との連携など、国や県の強靱化施策等の動向を踏まえるとともに、年度の進行管理を行う中で、新たに実施すべき事業が出てきた場合なども、第4章に記載の推進方針や個別具体的施策を中心に適宜、本計画を見直すこととします。さらに、見直しにあたっては、最新の被害想定や南海トラフ地震防災対策推進計画など関係する他の計画等における見直しの状況等を考慮するとともに、見直し後の本計画を指針として他の計画等に適切に反映させるなど、本計画と関係するその他の計画との双方向の連携を図ります。